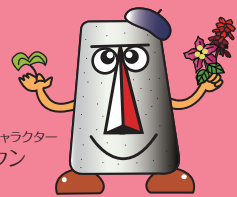




# 宇部市障害福祉プラン

第三次宇部市障害者福祉計画(改定)

第4期宇部市障害福祉計画



宇部市イメージキャラクター  
チョコクン





## はじめに

本市では、「第三次宇部市障害者福祉計画」（計画期間：平成 23 年度～29 年度）を定めており、この計画に基づいて、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを目指して様々な施策に取り組んでいるところです。

また、一方で「第 3 期宇部市障害福祉サービス計画（宇部市障害福祉計画）」（計画期間：平成 24 年度～26 年度）を定めて、障害福祉サービスの提供と提供基盤の整備に努めてまいりました。

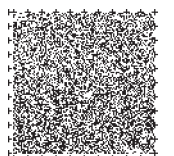
この度、「第三次宇部市障害者福祉計画」については、計画策定後の法律の改正など、障害のある方を取り巻く環境や制度が大きく変化していることから、計画の見直しを行いました。また、「第 3 期宇部市障害福祉サービス計画」については、計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況や関係者の皆様からの御意見を踏まえ、新たに計画を策定しました。

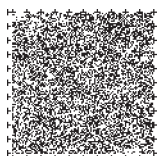
関係機関をはじめ市民の皆様と、本市の障害福祉にかかる様々な課題と施策の方向性や具体的な目標を共有するとともに、官民協働で取り組むために、2つの計画を一冊にまとめ、「宇部市障害福祉プラン」として作成しています。

今後は、このプランを基本に、多くの方々の御意見や御提案を参考にして、施策を推進していきたいと考えていますので、市民の皆様の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、意見交換会やパブリックコメント等で貴重な御意見をいただきました障害者関係団体、サービス事業所や市民の皆様をはじめ、御協議いただいた宇部市地域自立支援協議会の委員の皆様には厚くお礼を申し上げます。

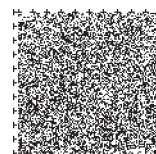
宇部市長 久保田 后子

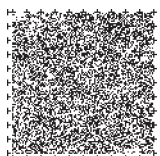




# 目次

	ページ
第1章 プラン策定の概要	1
1 障害者福祉計画の改定と障害福祉計画策定の趣旨	
2 障害者福祉計画と障害福祉計画の位置づけと計画期間	
3 障害者をめぐる法制度の動向	
第2章 本市の障害者等の状況	5
1 人口・世帯数の状況	
2 身体障害者の状況	
3 知的障害者の状況	
4 精神障害者の状況	
5 障害支援区分の状況	
6 障害福祉サービス事業所の状況	
第3章 計画の基本理念と目標	12
1 計画の基本理念	
2 計画の目標	
3 目標達成後の成果	
第4章 宇部市障害者福祉計画（改定）	15
1 施策の体系	
2 分野別施策の展開	
基本目標Ⅰ ともに学び・育ち、自立して暮らす	
基本目標Ⅱ ともに働き、楽しむ	
基本目標Ⅲ ともに安心して暮らす	
第5章 第4期宇部市障害福祉計画	37
1 第3期計画の進捗状況と課題	
2 第4期計画の数値目標の設定と方策	
3 計画の推進に向けて	





# 第1章 プラン策定の概要

## 1

### 障害者福祉計画の改定と障害福祉計画策定の趣旨

国では、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を目指して、「障害者基本計画」を策定しており、県においても、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現」を基本目標に掲げて、「やまぐち障害者いきいきプラン」を策定し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進しています。

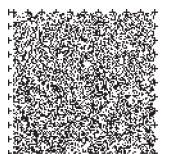
このような中、本市においては、平成23年3月に「第三次宇部市障害者福祉計画」（計画期間：平成23年度～平成29年度）を策定し、「障害のあるなしにかかわらず、互いの個性を認め合い、互いに支え合って、地域の一員として、いきいきと安心して暮らせるまち・宇部を目指して」を基本理念として、保健・医療・福祉や教育、就労などの幅広い分野での連携の下、様々な障害者施策を推進しているところです。

しかし、平成23年度に「改正障害者基本法」、平成24年度に「障害者虐待防止法」、平成25年度に「障害者総合支援法」が施行され、更に平成25年6月には「障害者差別解消法」が制定されました。そして、平成26年1月に我が国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました。このように障害者を取り巻く様々な環境や制度が変化してきており、それらの変化に対応した計画の策定が必要となっています。

一方、障害福祉計画については、平成18年度に第1期宇部市障害福祉計画（平成18年度～平成20年度）を、平成20年度に第2期宇部市障害福祉計画（平成21年度～平成23年度）を、また、平成23年度に第3期宇部市障害福祉計画（平成24年度～平成26年度）を策定し、障害者が安心して日常生活及び地域生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの提供と提供基盤の整備に努めてきました。

第3期計画が平成26年度をもって計画期間が終了するため、これまでの計画の進捗状況を踏まえつつ、平成29年度の目標の達成に向けた取り組みを計画的に推進する必要があるため、「第4期宇部市障害福祉計画」を策定し、障害福祉の更なる充実に向けての目標及び各事業量の設定など、具体的な取り組みを明らかにするものです。

この計画において障害者とは、障害者基本法及びその関連法の趣旨を踏まえ、身体障害、知的障害、精神障害及び発達障害のある人並びに障害のある児童とします。



## 障害者福祉計画と障害福祉計画の位置づけ と計画期間

### (1) 計画の位置づけ

障害者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画として、本市の障害者施策の基本的な考え方や施策展開の方向性を示すものであり、国の「障害者基本計画」（計画期間：平成25年度～平成29年度）や県の「やまぐち障害者いきいきプラン」（計画期間：平成25年度～平成29年度）との整合性を踏まえ策定します。

また、本市では障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき、平成24年3月に「宇部市障害福祉計画」（第3期：平成24年度～平成26年度）を策定しており、「宇部市障害福祉計画」は、宇部市障害者福祉計画の中の、障害福祉サービス分野の数値目標などを定めた実施計画として位置づけます。

### 「障害者福祉計画」と「障害福祉計画」の位置づけ

#### 障害者福祉計画（根拠法：障害者基本法第11条第3項）

障害者施策全般にかかわる理念、基本的な方針を定める計画です。

「障害のある人のための施策に関する基本計画」に位置づけられています。

#### 障害福祉計画（根拠法：障害者総合支援法第88条第1項）

障害福祉サービスの提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策などを定める計画です。

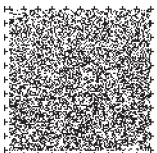
障害者福祉計画の「施策分野3 福祉・生活支援の充実」に関わる事項中、障害福祉サービスに関する実施計画としての性格を有し、サービス必要量や地域生活移行、就労支援などについての数値目標を設定し、その目標達成に向けた取り組みを示すものです。

### (2) 計画の期間

障害者福祉計画の期間は、市総合計画の前・中期実行計画の計画期間(平成22年度～平成29年度)との整合性を図り、平成23年度から平成29年度までの7年間としており、今回の改定により計画の期間を変更するものではありません。

障害福祉計画については、第3期計画が平成26年度で終了することから、第4期計画については、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

なお、これらの計画については、国の動向などを注視し、計画期間中であっても、必要な見直しを行うこととします。



## 障害者をめぐる法制度の動向

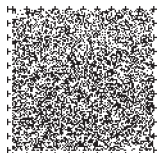
平成 15 年に「措置制度」を廃止して「支援費制度」を導入した後、平成 18 年には、障害者の自立と社会参加を促進するため、「障害者自立支援法」が施行されました。

その後の障害者を取り巻く様々な環境の変化を経て、平成 25 年度からは、「障害者自立支援法」に代わり、「障害者総合支援法」が施行されています。

障害者の福祉、生活を支援するための法制度の動向は次の表のとおりです。

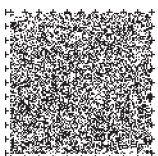
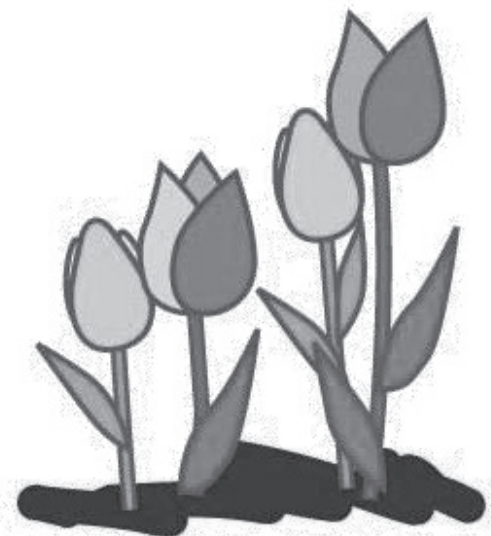
### 〈主な法制度などの動き〉

年	法制度などの動き	内 容
H15		・「措置制度」から「支援費制度」への移行
H16	障害者基本法の一部改正	・障害を理由とする差別の禁止 ・障害者計画の策定義務化
H17	発達障害者支援法の施行	・発達障害の定義と法的位置づけの確立
H18	障害者自立支援法の施行	・3障害に係る福祉サービスについて、市町村が一元的に提供する仕組みの導入 ・サービス体系の再編 ・就労支援の強化
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行(バリアフリー新法)	・公共交通機関、道路、建築物などの施設やその間の一体的なバリアフリー化の推進
	障害者雇用促進法の一部改正	・精神障害者に対する雇用対策の強化
H19	学校教育法の一部改正	・盲、聾、養護学校を支援学校へ一本化 ・小、中学校において、学習障害(LD) <sup>※1</sup> や、注意欠陥多動性障害(AD/HD) <sup>※2</sup> などへの支援
H22	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の公布	・利用者負担の見直し ・発達障害が障害者の対象となることの明確化 ・相談支援の充実 ・障害児支援の強化 ・地域における自立した生活のための支援の充実
H23	障害者基本法の一部改正	・目的規定の見直し ・障害者の定義の見直し ・地域社会における共生等 ・差別の禁止





H24	障害者虐待防止法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報の義務づけ</li> <li>・自治体などによる調査や保護</li> <li>・対応窓口の設置</li> </ul>
	児童福祉法の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児施設の見直し</li> <li>・障害児通所支援・相談支援の創設</li> <li>・障害児通所支援給付費等の給付</li> </ul>
H25	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の一部施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正</li> <li>・障害者福祉サービス範囲に難病を追加</li> </ul>
	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行（障害者優先調達推進法）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進</li> <li>・障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定</li> </ul>
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の成立（障害者差別解消法）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差別的取扱いの禁止</li> <li>・合理的配慮の不提供の禁止</li> </ul>
H26	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害程度区分を障害支援区分に改正</li> <li>・共同生活介護の共同生活援助への一元化</li> </ul>
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定</li> <li>・保護者制度の廃止</li> <li>・医療保護入院の見直し</li> </ul>



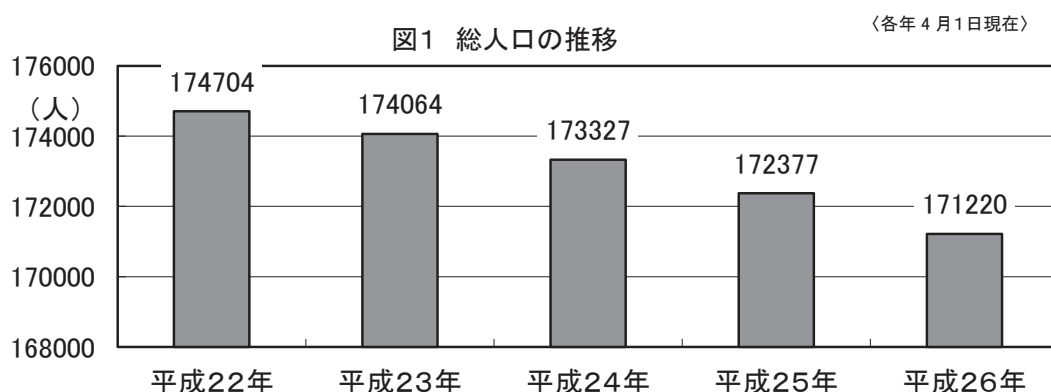
## 第2章 本市の障害者等の状況

### 1

#### 人口・世帯数の状況

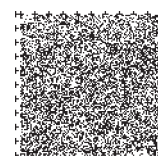
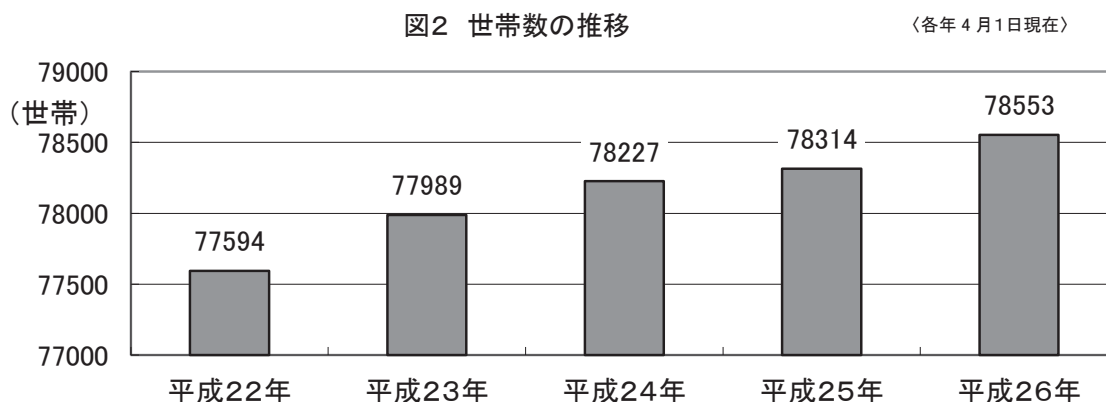
##### (1) 人口の推移

平成22年の本市の総人口は174,704人、平成26年の総人口は171,220人です。平成22年と平成26年を比較すると、総人口ベースで3,484人減っており、2.0%の減少となっています。



##### (2) 世帯数の推移

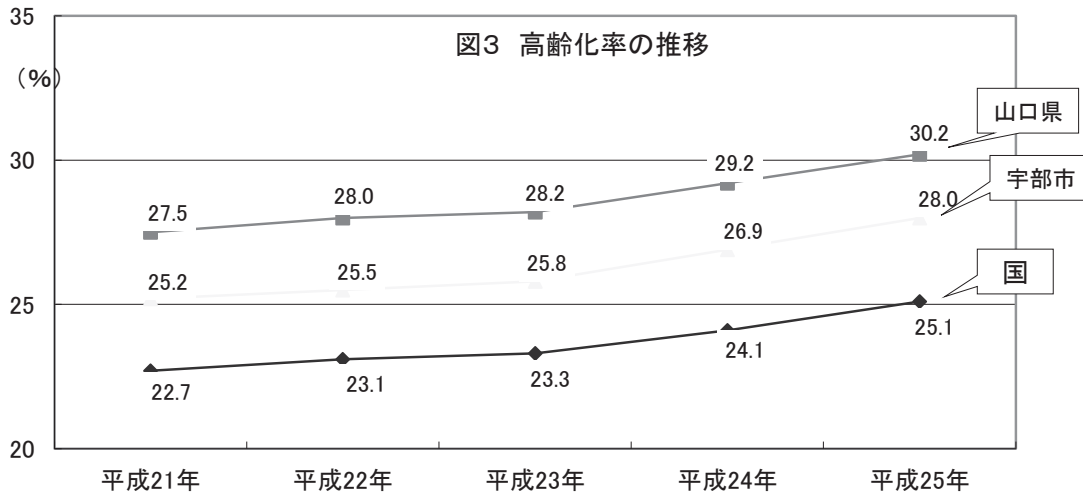
平成22年の本市の世帯数は77,594世帯、平成26年の世帯数は78,553世帯です。平成22年と平成26年を比較すると、959世帯増えており、1.2%増加しています。一世帯あたりの人員は平成22年では約2.25人、平成26年では約2.18人です。



### (3) 高齢化の推移

高齢化率は毎年上昇しており、平成 25 年では、平成 21 年と比べると、2.8 ポイント上昇しています。

〈各年 10 月 1 日現在〉



## 2

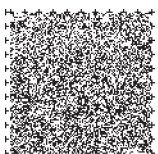
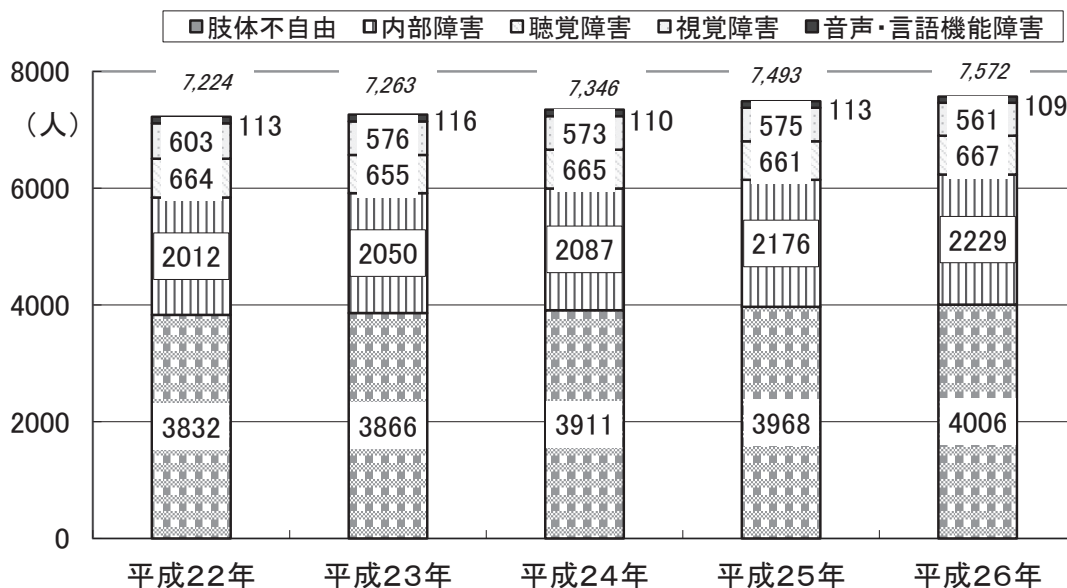
### 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成 26 年 4 月 1 日現在では 7,572 人と、平成 22 年の約 1.05 倍に増えています。

平成 26 年における障害種別の内訳は、肢体不自由が 4,006 人(52.9%)と最も多く、次いで内部障害の 2,229 人(29.4%)となっています。他の障害種別の手帳所持者に目立った変化がない中、肢体不自由及び内部障害は顕著な増加を示しています。

図4 身体障害者手帳所持者の推移

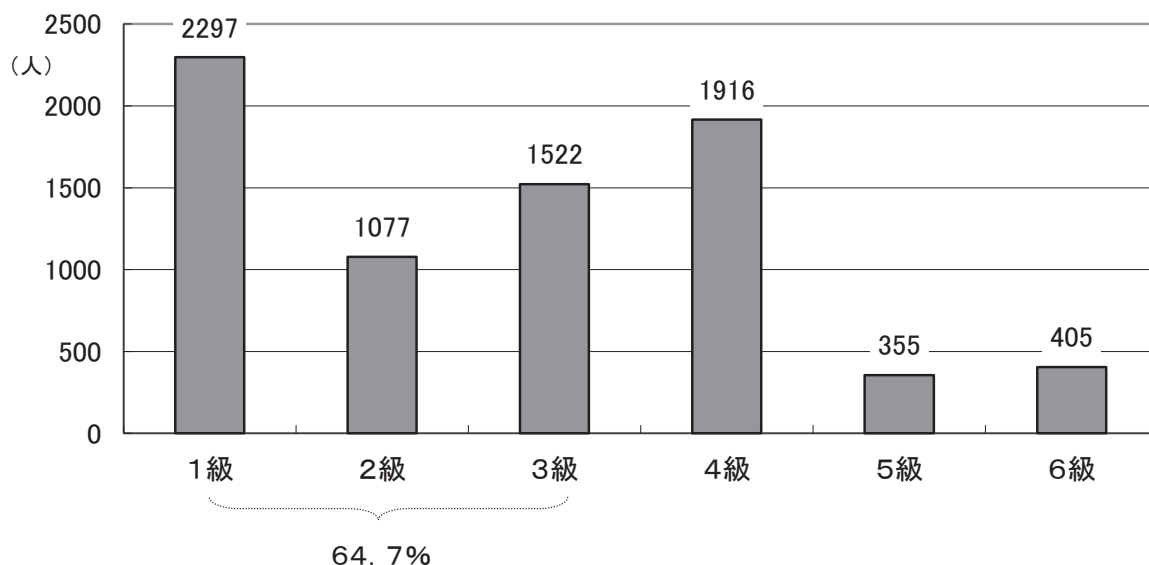
〈各年 4 月 1 日現在〉



障害の程度を平成 26 年で見ると、1 級から 3 級の手帳所持者が全体の 64.7%を占めており、重度障害の人の占める割合が高い状況です。

図5 身体障害者の障害程度の状況

〈平成 26 年 4 月 1 日現在〉

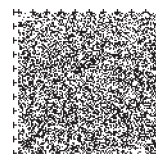
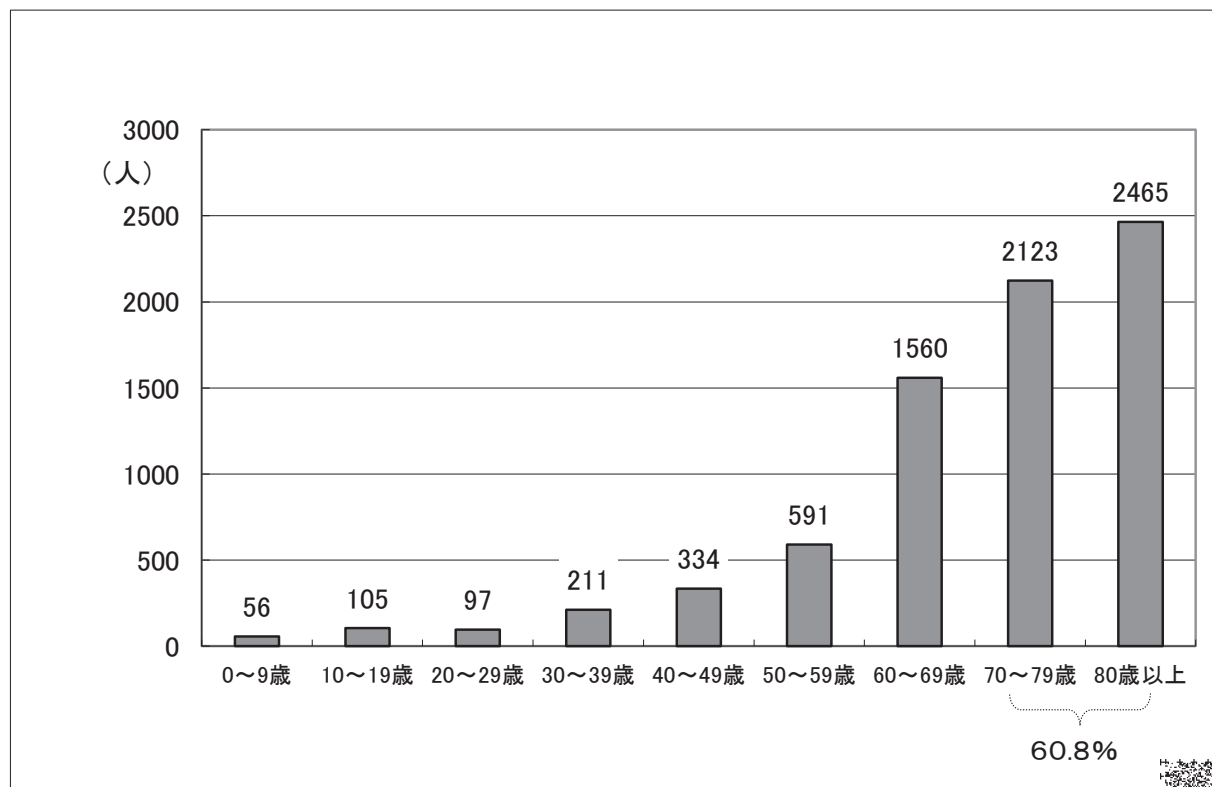


また、年齢別内訳を見ると、70 歳以上の手帳所持者が全体の 60.8%を占めており、身体障害者においては高齢者の占める割合が高くなっています。

高齢になるほど、身体に障害を有する状態になる可能性が高いことから、今後、身体障害者数が更に増加することが見込まれます。

図6 身体障害者手帳所持者の年齢別内訳推移

〈平成 26 年 11 月 1 日現在〉

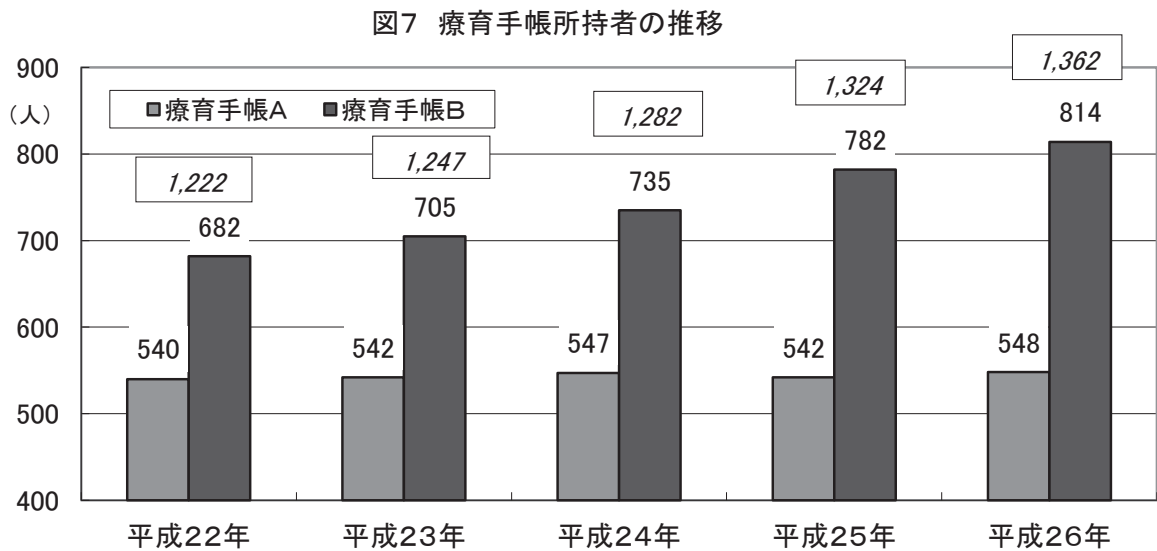


## 知的障害者の状況

療育手帳所持者数は、平成 26 年 4 月 1 日現在で 1,362 人と、平成 22 年の約 1.1 倍になっており、年々増加傾向にあります。特に、軽度及び中度(療育手帳B)の人の伸び率が高くなっています。

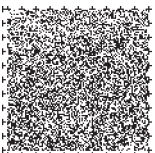
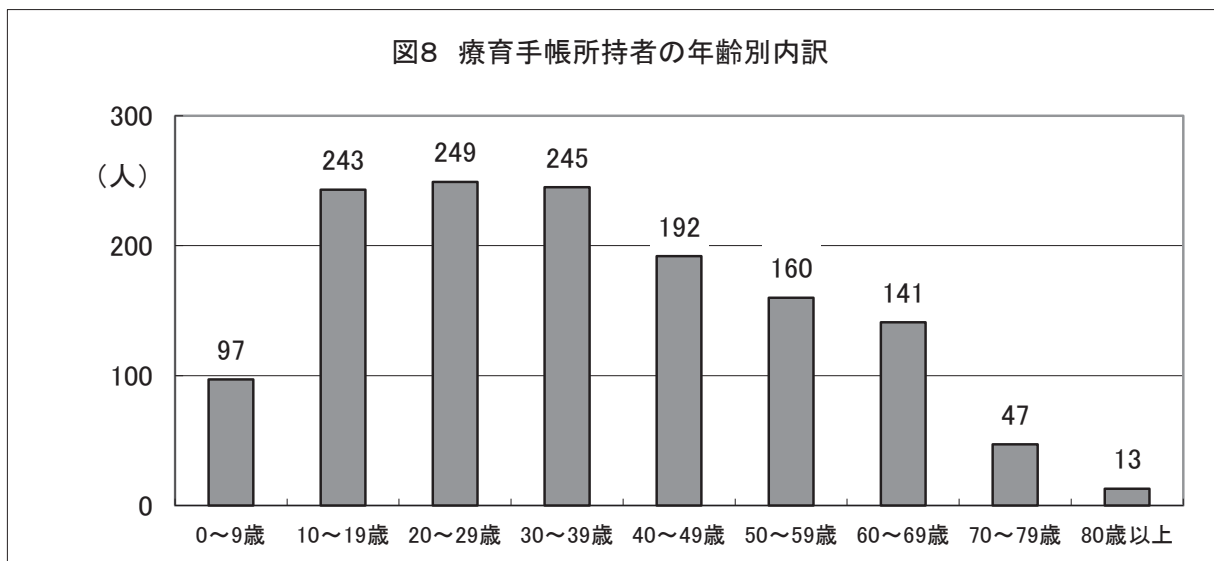
障害の程度では、軽度及び中度(療育手帳B)の人が平成 26 年で 814 人と、手帳所持者の約 59.8%を占めています。

〈各年4月1日現在〉



また、年齢別の内訳では、20～39 歳が全体の 35.6%と最も高い割合を占めています。60 歳以上は全体の 14.5%ですが、その中では、60～69 歳の割合が高くなっています。

〈平成 26 年 11 月 1 日現在〉



4

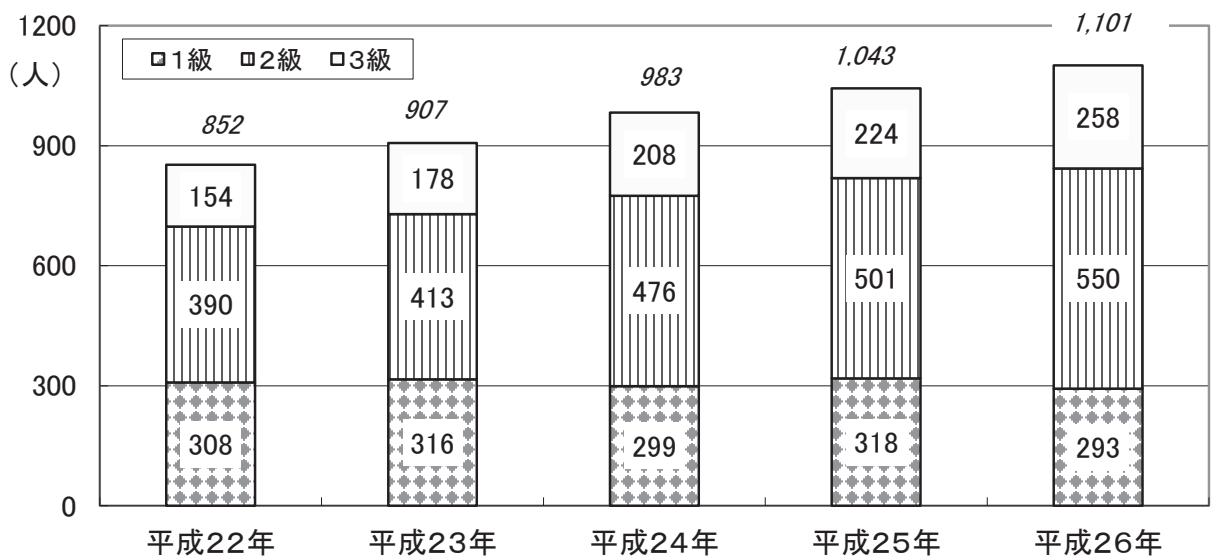
## 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加しており、平成 26 年 4 月 1 日現在では 1,101 人と、平成 22 年の約 1.29 倍になっています。

障害の等級別に見ると、2 級が最も多く、平成 26 年では全体の 50.0% を占めています。

〈各年 4 月 1 日現在〉

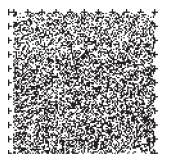
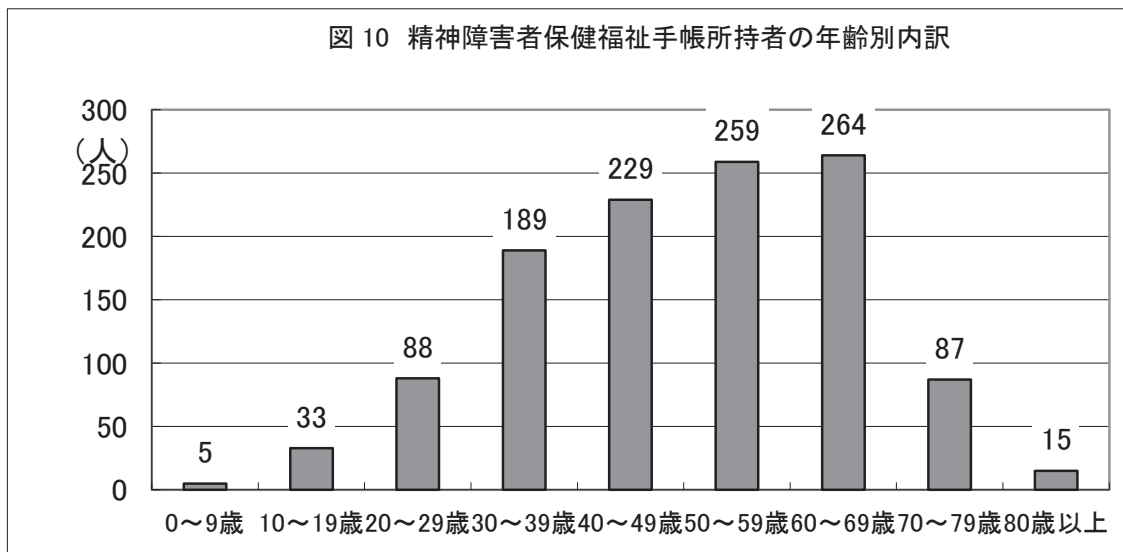
図9 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



年齢別の内訳では、40～69 歳が全体の 64.3% を占めており、中・高年の手帳所持者が著しく多い状況です。

〈平成 26 年 11 月 1 日現在〉

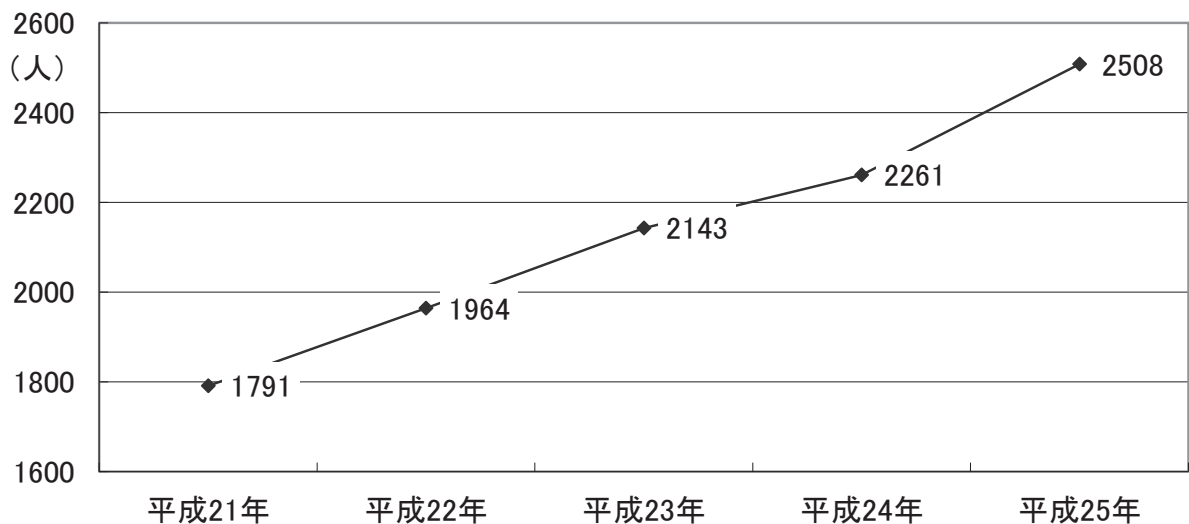
図 10 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別内訳



自立支援医療(精神通院)受給者数は、平成 25 年度において 2,508 人と、年々増加しており、平成 21 年の 1.4 倍に増えています。

〈各年4月1日現在〉

図 11 自立支援医療(精神通院)受給者の推移



5

障害支援区分の状況

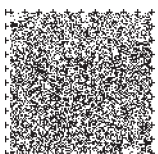
障害支援区分認定の状況

障害者（18 歳以上）の介護給付及び一部の訓練等給付の支給決定については、障害者総合支援法に基づき、「障害支援区分」の認定を受け、区分の認定後にサービス利用意向なども踏まえて支給決定を行う仕組みです。平成 26 年 8 月 31 日現在の本市における障害支援区分認定の状況は、次のとおりです。

〈平成 26 年 8 月 31 日現在〉 (人)

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
身体障害	0	22	76	67	52	80	130	427
知的障害	0	13	104	107	112	121	102	559
精神障害	0	18	92	61	13	4	4	192
全体	0	49	247	211	153	167	168	995

※障害種別ごとの計と合計は一致しない。



## 障害福祉サービス事業所の状況

市内における障害福祉サービス事業所の設置状況については、次のとおりです。

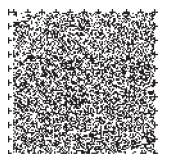
〈指定事業所数〉

事業	事業所数	主な対象者			
		身体障害者	知的障害者	精神障害者	児童
居宅介護 重度訪問介護	29	28	25	25	24
行動援護	3	3	3	3	3
同行援護	16	16	—	—	16
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
生活介護	13	6	12	1	—
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	—
自立訓練（生活訓練）	2	0	2	2	—
就労移行支援	3	1	3	1	—
就労継続支援（A型）	6	4	6	4	—
就労継続支援（B型）	17	8	15	9	—
療養介護	1	1	1	0	0
短期入所	9	4	8	1	4
共同生活援助	12	1	9	5	—
施設入所支援	5	2	4	0	—
特定相談支援	11	11	11	11	10
地域相談支援	8	6	7	7	—
児童発達支援	4	—	—	—	4
医療型児童発達支援	1	—	—	—	1
放課後等デイサービス	7	—	—	—	7
保育所等訪問支援	1	—	—	—	1
障害児相談支援	10	—	—	—	10
移動支援	22	21	19	19	19
日中一時支援	23	12	19	11	15

（平成26年7月1日現在 山口県及び宇部市資料）

※各事業所の主な対象者は1つの障害種別に限らないため、事業ごとの事業所数と主な対象者の事業所数の合計は合致しない。

※難病については、平成25年4月から障害福祉サービスの対象となり、従来は「主な対象者」の対象になっていなかったことから、上図に掲載していない。





# 第3章 計画の基本理念と目標

1

## 計画の基本理念

### (1) 第三次障害者福祉計画の基本理念

障害のあるなしにかかわらず、  
互いの個性を認め合い、互いに支え合って、  
地域の一員として、いきいきと安心して暮らせるまち・宇部をめざして

(計画期間 H23 年度～H29 年度)

### (2) 第4期障害福祉計画の基本理念

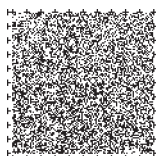
#### ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

#### ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスに関し、実施主体を市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、障害福祉サービスの対象範囲を、身体障害、知的障害及び精神障害並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のあるサービスの均てんを図ります。

また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、難病患者等についても、法に基づく給付の対象となっている旨の周知を引き続き図っていきます。



### ③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO法人等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるための機能が求められており、今後、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。

## 2

### 計画の目標

#### （１）第三次障害者福祉計画の基本目標

##### ① とともに学び・育ち、自立して暮らす

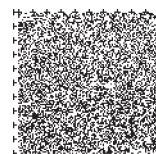
様々な障害などに対応した保育・教育や療育体制を整備するとともに、障害者等が地域などにおいて自立して暮らすことができるように、相談支援や障害福祉サービスなどの充実を図ります。

##### ② とともに働き・楽しむ

障害者等が生きがいや生活の質の向上を図れるよう、文化活動やスポーツなどの余暇活動を支援するとともに、仕事に就き、生き生きと仕事を続けて自立した生活が送れるように就労を支援します。

##### ③ とともに安心して暮らす

障害者等が安心して暮らすことができるように、障害者等への理解を促進するとともに、情報や建築物等のバリアフリー化を図り、安心安全なまちづくりを推進します。



## (2) 第4期障害福祉計画の成果目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するために、障害福祉サービス等の提供体制の確保にかかる目標として、以下の成果目標を設定します。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等

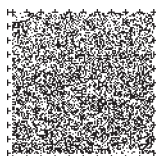
### 3

## 目標達成後の成果

### (1) 障害者への理解促進の見込み

障害者が地域で生き生きと安心して暮らすためには、地域や職場など様々なところで、障害者に対する理解を進めていく必要があります。

そのため、第三次障害者福祉計画における障害者アンケートの調査における障害者への理解度の割合、61.5%を平成 29 年度において、80%となるよう障害者に対する理解を進めます。

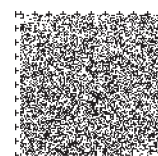


# 第4章 宇部市障害者福祉計画(改定)

1

## 施策の体系

基本目標	施策分野	施策の基本的方向
Ⅰ ともに学び・育ち、 自立して暮らす	1 教育・療育の充実	(1) 早期療育の充実 (2) 障害児教育の充実 (3) 就学・教育相談の充実 (4) 教育環境の整備
	2 保健・医療サービスの充実	(1) 疾病の予防・早期治療の充実 (2) 障害者の健康相談・指導体制の充実
	3 福祉・生活支援の充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 福祉サービスの充実 (3) 地域支援システムの充実
Ⅱ ともに働き・楽しむ	1 一般就労・福祉的就労支援の推進	(1) 一般就労の促進 (2) 福祉的就労の促進 (3) 就労支援体制の充実
	2 社会参加活動の促進	(1) スポーツ・レクリエーション活動の促進 (2) 文化活動などの促進
Ⅲ ともに安心して暮らす	1 理解と交流の促進	(1) 障害についての理解促進 (2) 交流の促進 (3) ボランティア活動の支援
	2 情報・コミュニケーション支援の充実	(1) 障害の種別に応じた情報提供サービスの充実 (2) 情報バリアフリー化の推進
	3 生活環境の整備	(1) 建築物などのバリアフリー化の推進 (2) 公共交通機関・道路環境の整備 (3) 住宅施策の充実 (4) 防災・防犯対策の推進



## 分野別施策の展開

### ■基本目標Ⅰ ともに学び・育ち、自立して暮らす

#### 施策分野1 教育・療育の充実

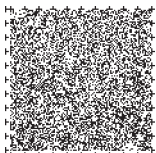
##### (1) 早期療育の充実

乳幼児から学齢期までの発達は、その後の成長にとって重要な時期であり、乳幼児の健康診査による障害や疾病等の早期発見と、適切な方法による支援を実施することが重要です。

市では教育委員会内に特別支援教育推進室を設置し、教育分野と健康福祉分野を繋ぐ役割を担うとともに、教育委員会と健康福祉部が連携を図り、障害児の早期療育に向けた発達相談・支援体制の整備に取り組んでいます。

今後は、総合相談窓口を明確にする必要があることから、発達相談機能と支援の充実に取り組み、専門職の充実を図るとともに、障害や障害の疑いのある子とその親に対する継続支援を行います。

施策事項	施策内容
①乳幼児の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■乳幼児に対する健康診査を実施し、疾病等の早期発見・早期治療、療育、訓練へと必要な支援が適切につながっていくよう努めるとともに、医療機関などとの連携を図り、子どもの発達支援を推進します。</li> </ul>
②療育ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■乳幼児の健康診査や発育・発達に関する相談・支援を、発達クリニックや療育相談会などの総合療育システムを利用し、継続的に実施します。</li> <li>■自閉症や学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)など、発達障害の早期発見に努めるとともに、障害の状態に即した適切な就学支援を行います。</li> </ul>
③障害児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害児等療育支援事業者<sup>*3</sup>と連携を図り、療育施設や保育施設の相互利用を図るとともに、市内保育所、幼稚園に対して、特別な支援を要する児に対しての人材の配置や理解促進など、障害児保育の充実を図ります。</li> </ul>
④発達相談と支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■発達障害等相談支援センターを設置し、社会福祉士など専門職による相談を実施することにより、発達相談など支援体制の充実を図ります。</li> <li>■障害児の特性に応じた生活や学習に関する適切な指導・助言・情報提供等を行います。また、必要に応じて、医学的な診断や心理判定などを行い、支援方針を立てます。</li> <li>■保護者に対して障害に対する正しい理解促進を図り、保護者間の交流を図ることにより、安心した生活を送ることができるよう支援します。</li> </ul>



## (2) 特別支援教育の充実（障害児教育の充実）

市では、教育委員会内に特別支援教育推進室を設置することで、小中学校、幼稚園、保育所の巡回訪問を行うとともに、通級指導教室<sup>※4</sup>の設置、更に特別な配慮や支援が必要な学級に対してサポート教員を配置するなど、教育の体制強化に努めています。

今後、関係機関との連携を強化し、障害のある子どもが能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加ができるよう、障害のある子どもへの教育支援体制の充実が必要となります。

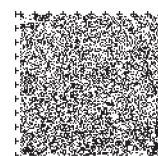
施策事項	施策内容
①特別支援教育の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 関係機関と連携を図り、幼稚園・保育所や学校を訪問し、早期発見・早期支援に努めます。</li> <li>■ 障害のある児童生徒の良さや特性を生かすために、個々に応じた教育を行い一人ひとりを大切にす教育を推進します。</li> <li>■ 保育所等から小学校へのスムーズな引き継ぎ等に対する評価や助言を行い、支援体制の強化を図ります。</li> </ul>
②通級指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市内の小・中学校の通常学級に在籍する障害のある児童生徒がより良い指導・支援が得られるよう、通級指導のニーズを把握しながら、年次的に通級指導教室を設置していくとともに、指導の充実に努めます。</li> </ul>
③交流教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特別支援学級と通常学級の児童生徒が、それぞれの特性を生かして、共同の学習活動や生活体験などができるよう、交流教育を推進します。また、総合支援学校の児童生徒と近隣小・中学校等との交流を推進します。</li> </ul>
④体験学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「特別支援教育青い鳥基金」を活用し、より広い視野を持たせるとともに、知識と能力の向上を図り、自立や社会参加に向けて主体的に取り組めるよう、社会体験を含めた体験学習を推進します。</li> </ul>

## (3) 就学・教育相談の充実

教育委員会の特別支援教育推進室が就学相談のワンストップの窓口となり、関係機関と連携を図りながら、個に応じた就学先のコーディネートを行っています。

今後、健康福祉分野の相談・支援窓口との連携強化を図ることにより、発達や就学、進路、就職に関する相談など、個々の成長に合わせた相談をしやすい体制を整えることで、新たな進路を選択する障害児とその家族にとって、最も適切な就学、教育をコーディネートしていくことが課題となります。

施策事項	施策内容
①就学相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ワンストップの総合相談窓口で、発達や就学、進路、就職などあらゆる相談を受け付け、相談内容により関係機関と連携を図りながら、相談者と関係機関のコーディネートを図ります。</li> </ul>



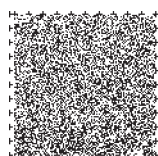
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■適正な就学指導を進めるために、相談窓口で随時相談を受け付けるほか、就学前の児童と保護者を対象とした就学相談会を実施します。</li> </ul>
②関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各幼稚園・保育所、学校、関係機関との連携を密にし、就学相談を継続的・計画的に実施して、適正就学に努めます。</li> <li>■各学校においては、県の教育機関や各医療機関などと連携を図りながら、教育相談活動を推進します。また、教職員や関係機関で事例検討会を開催し、情報の共有化やネットワークの強化を図るとともに、支援の必要な親子をサポートします。</li> </ul>

#### (4) 教育環境の整備

発達障害など、障害の多様化が進む中、通常学級にも支援を必要とする児童生徒が増えています。教職員等への特別支援教育に関する研修を実施し、障害に対する理解を深め、支援技術の向上に努めることが重要です。

今後も、学校や地域で、障害に対する理解促進を更に深めるとともに、障害のある子どもと障害のない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指す、インクルーシブ教育システム<sup>※5</sup>を推進し、学校施設や設備等の整備も併せて実施していくことが必要となります。

施策事項	施策内容
①障害児支援情報共有システムの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一人ひとりのニーズに応じた療育や教育を受けることができるよう、乳幼児や学齢期、青年期など、発達ステージが変わっても、保育・教育・保健・医療・福祉等の各関係機関の情報を支援者間で共有することにより、各関係機関の連携のもと、一貫した支援が行われるよう「相談・支援手帳(パーソナル手帳)<sup>※6</sup>」を活用した情報共有システムを推進します。</li> </ul>
②教職員などの資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>■特別支援教育に係る研修を充実し、教職員・生活指導員・保育士等の障害に対する理解や支援技術の向上に努めるとともに、地域コーディネーター<sup>※7</sup>の活用により、障害の程度や発達段階に応じた教育内容・指導方法の充実を図ります。</li> </ul>
③学校の設備等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学校生活を安心安全に送ることができるよう、児童生徒の障害の状況に応じた施設や設備等の整備を推進します。</li> </ul>
④地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学童保育クラブなど、障害児と家族の支援を担う地域資源に対して、関係機関との連携を図るとともに、受け入れに際して必要な施設や設備を整備するなど、内容の充実を図ります。</li> </ul>



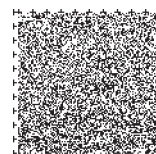
## 施策分野2 保健・医療サービスの充実

### (1) 疾病の予防・早期治療の充実

障害の原因となる疾病を予防するため、健康診査や健康相談、健康教室などを実施していますが、特に特定健診受診率向上について、重点的に取り組むことが課題となっています。

また、障害者の医療費を助成することは、経済的負担を軽減するとともに、障害を除去、軽減して日常生活を容易にし、自立に向けた活動を支援するために重要なものです。

施策事項	施策内容
①親子の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公費負担による健康診査（妊婦健康診査）や妊婦教室を開催し、妊婦の健康状態の把握に努め、医療機関と連携を図り、適切な支援を行います。</li> <li>■親子健康手帳の交付者全員（夫、パートナーも含む）に対して、保健師等専門職員による個別指導や相談、必要な情報提供を行い、健康づくりを推進します。</li> </ul>
②青少年の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■大学、教育委員会等と連携し、児童、生徒に対して性教育、喫煙防止、薬物乱用防止、アルコールの害や食育の講座を開催するとともに、関係機関と連携し様々な機会を活用して啓発を行うなど、青少年の健康づくりを推進します。</li> </ul>
③生活習慣病など予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害の原因となる生活習慣病の予防及び早期発見のための特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに、啓発活動や健診内容の充実等により受診率の向上を図ります。また、レセプトデータを活用した保健事業（データヘルス<sup>※</sup>）を実施することにより、生活習慣病の重症化の予防を図ります。</li> </ul>
④医療費助成制度の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>■重度心身障害者の医療費の自己負担に対する助成を行い、経済的負担の軽減と保健福祉の増進を図ります。</li> <li>■障害者の更生に必要な医療費に対する助成を行い、障害を除去または軽減することによって、職業の能力を増進し、日常生活を容易にします。</li> <li>■身体に障害のある児童や、医療を行わないと将来障害を残すと認められる児童が将来の生活の能力を得ることを目的として、医療費に対する助成を行います。</li> </ul>





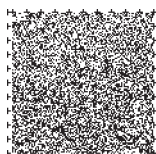
## (2) 障害者の健康相談・指導体制の充実

保健師による障害者への相談・訪問指導により、医療や訓練につなげるとともに、日常生活の援助や社会参加への支援を行っています。

障害者やその家族が抱える様々な生活上の問題を解決していくには、身近な地域で相談できる体制づくりが求められています。

また、ひきこもりが増加していることから、障害の疑いのある人も含め、本人や家族に対する相談支援体制についても強化する必要があります。

施策事項	施策内容
①相談・訪問指導の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>■障害者等及びその家族に対して、個々に応じた生活支援のために、保健師などが相談・指導を行います。</li><li>■地区担当保健師により、地域住民に対するきめ細やかな情報提供と相談、指導を行う、地区支援活動を実施します。</li><li>■障害者等の在宅療養を支援するための看護師などによる訪問看護については、サービス調整を行うとともに、利用促進に努めます。</li><li>■ひきこもり本人や家族からの相談に応じて、山口県ひきこもり地域相談センター等と連携を図り、ひきこもり者の相談や訪問など体制の強化を図ります。</li><li>■相談窓口の周知を図ります。</li></ul>
②精神障害者の社会参加への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>■病院から在宅への移行や在宅生活の継続など、精神障害者の社会参加に向けて、精神保健福祉に係るネットワークを構築し、地域生活の支援体制の強化を図ります。</li></ul>



### 施策分野3 福祉・生活支援の充実

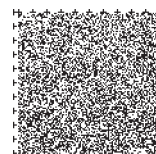
#### (1) 相談支援体制の充実

障害者やその家族が不安になったり、孤独感に陥ったりしないようにするために、いつでも気軽に相談できる場所が必要です。

障害者の相談については、障害福祉課窓口、障害者相談支援事業者<sup>※9</sup>、そして障害者相談員<sup>※10</sup>などが受け付けているところですが、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害福祉課内に基幹相談支援センターを設置し、相談、情報提供、助言を行っています。

また、障害福祉課内に虐待防止センターを設置することにより、虐待やその疑いのある相談、通報を受け付けるとともに、虐待を防止するための取り組みを実施しており、今後ますます機能の充実が必要となります。更に、障害者が安心した生活を送るためには、障害者とその家族等が抱える様々な問題の解決に向けて、権利擁護をはじめとする地域における相談支援体制を強化する必要があります。

施策事項	施策内容
①地域相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者や家族などからの様々な相談内容に応じて、サービス事業所や保健・医療・福祉の関係機関との連携を図り、障害者相談員などの身近な相談窓口から専門的な相談機関に至る総合的な相談支援体制を充実します。</li> <li>■地域の身近な相談窓口として重要な役割を持つ障害者相談員について、活動の充実と周知を図ります。</li> <li>■障害福祉課内に基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業者などとの連携を強化するとともに、保健師が常駐することにより、総合的・専門的な相談支援を実施し、地域における相談機能の充実を図ります。</li> <li>■障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、障害者の権利擁護・虐待に関する相談や通報を受け付けるとともに、訪問指導を実施するなど虐待を防止するための取り組みを実施します。</li> <li>■相談支援事業の更なる周知を図るとともに、障害者が抱える様々な問題に対し、その人に応じたきめ細かな支援が行えるように、相談支援事業におけるケアマネジメント<sup>※11</sup>体制の強化を図ります。</li> </ul>
②居住サポート事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者が入所施設や病院等から地域生活へ移行し、安心して地域での生活ができるように支援します。特に、障害者の地域での住まいの確保を支援するために、障害者相談支援事業者において円滑な入居調整などができるよう機能強化を図ります。</li> </ul>
③権利擁護施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■社会福祉協議会における地域福祉権利擁護事業<sup>※12</sup>（日常生活自立支援事業）の周知と利用の促進を図ります。</li> <li>■親亡き後の不安を解消するために、成年後見制度<sup>※13</sup>の周知と利用の促進を図ります。</li> </ul>

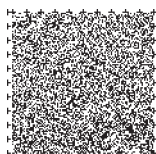


## (2) 福祉サービスの充実

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を営むためには、障害の特性や程度に応じ、必要な支援を必要な時に受けられる様々な福祉サービスの充実が求められており、利用者のニーズに合ったサービスの提供に努めています。

また障害者総合支援法の施行により、障害者のサービスの範囲に難病が追加され、サービス受給者の対象も広がったところです。今後は特に、緊急時の支援体制を強化することが求められており、在宅の障害者が緊急時に、一時的な施設の利用ができるよう、サポート体制を構築します。

施策事項	施策内容
①障害福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者が必要とするサービスについて、質の高いサービスを円滑に提供できるよう体制を整備します。</li> <li>■施設や病院等からの地域移行を希望する人について、地域移行支援や地域定着支援の利用、また、グループホーム<sup>※14</sup>の入居や在宅生活などにより、地域移行を支援します。</li> <li>■障害者の身体機能を補完又は代替することで日常生活をしやすいするため、補装具費支給制度<sup>※15</sup>の普及促進を図るとともに、重度障害者等に対して特殊寝台<sup>※16</sup>・便器などの日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。</li> <li>■行動上の課題や医療ケアなど、特別なニーズがある在宅の人たちが利用できる短期入所サービスや通所サービスを推進します。</li> <li>■障害児が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、放課後等デイサービス、児童発達支援など、適切なサービスの提供を図ります。</li> </ul>
②小規模多機能サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者の家族の負担軽減や受け入れ施設不足の解消のために、小規模多機能型居宅介護事業所<sup>※17</sup>での障害児の通所サービス、障害児・者の短期入所を推進します。</li> </ul>
③移動支援対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者等の社会参加を促進するため、移動支援事業については、今後も利用しやすいサービスを目指します。</li> <li>■福祉タクシー券<sup>※18</sup>や障害者バス優待乗車証<sup>※19</sup>の交付により、障害者等の外出を支援します。</li> </ul>
④緊急時支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>■入所施設と居宅サービス事業所、相談支援機関など、地域社会を支える関係機関との連携を図ることにより、緊急の対応を要する障害者のための支援体制を構築します。</li> <li>■在宅の障害者の緊急時に一時的に施設の短期利用ができるようにします。また、短期入所ができない場合にはヘルパーを派遣できる体制を構築します。</li> </ul>

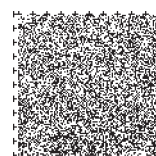


### (3) 地域支援システムの充実

障害者が地域において安心して生活を送るため、保健・医療・福祉・教育・就労などの支援者間そして当事者・家族との連携を深めることが不可欠であり、個別支援会議の開催による支援体制の強化や、障がい等地域支援ブロック会議等により、サービスの提供体制を強化しています。

今後もサービスの提供体制の強化、支援者のネットワークの充実を図るとともに、高齢者総合相談センターや地域支援団体と連携し、地域における総合的な支援体制を強化します。

施策事項	施策内容
①支援者ネットワークの拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障害者一人ひとりのニーズにきめ細かく対応するために、当事者・家族と障害者相談支援事業者や指定特定相談支援事業者を中心とした障害福祉サービス事業者などの関係者で個別支援会議を開催し、個別の課題に対応する支援体制を強化します。</li> </ul>
②サービス提供システムの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「障がい等地域支援ブロック会議」、「支援センター・社会福祉協議会及び障害福祉課連絡会議」、「地域自立支援協議会」などで、地域課題の解決に向けた協議や検討を行ない、サービスの提供体制を強化します。</li> </ul>
③退院情報連絡システムの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「宇部市退院情報連絡システム<sup>*20</sup>」の更なる充実に努め、入院中の障害者などの円滑な地域生活の移行を促進します。</li> <li>また、施設で生活している障害者が地域での生活を希望した場合は、関係機関で十分な調整を行い、地域生活への支援を行います。</li> </ul>
④地域で支え合うネットワークづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「宇部市地域福祉計画」、「宇部市高齢者福祉計画」、「宇部市社協第四次地域福祉活動計画」なども踏まえ、障害者等の生活全般を地域で支える取り組みについて、関係機関と連携して推進します。</li> <li>■ 子どもから高齢者、障害者まで対象を区別せず、住民共助の福祉サービスを提供するとともに、高齢者総合相談センターや地域支援団体と連携するなど、地域支援システムの充実を図ります。</li> <li>■ 社会福祉協議会、その他の社会福祉法人や地域と緊密な関係を保ちながら、多様な福祉活動が地域の中で確立するように努めます。</li> <li>■ 地域における閉じこもり防止・介護予防を目的とした「地域サロン活動<sup>*21</sup>」を充実させ、地域の障害者も参加できるよう環境を整えます。</li> </ul>

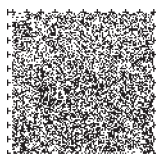


基本目標 I における主な取り組みの関連指標を示します。

指 標 名	25 年度 現状	29 年度 目標値	目標値の設定
乳幼児健康診査の受診率	91.2%	100%	乳幼児全員が健康診査を受診することを目標とします。
特定健康診査の受診率	20.4%	60%	厚生労働省の受診率の目標とします。
特別支援教育推進室での対応件数	175 件	245 件	年 14 件の伸びを見込んで、目標値を設定しています。
特別支援教育に関わる個別事例検討会の実施回数	16 回	20 回	年 1 回の増加を見込んで、目標値を設定しています。
個別の相談・支援手帳(パーソナル手帳)配付数	495 部 (累計)	1,500 部 (累計)	対象児童に配布するよう目標を設置しています。
通級指導教室設置校数	5 校	9 校	実施計画をもとに、4 校の増加を目標としています。
障害者相談員数	31 人	35 人	相談員数を 2 人ずつ増やす目標としています。
地域福祉権利擁護事業の利用者数	129 人	160 人	年間 8 人の増加を見込んで目標としています。
発達相談支援実施件数	—	800 件	市内の相談事業所の相談実績から、目標を設定しています。

※関連指標については、第四次宇部市総合計画中期実行計画の計画期間と整合性を図り、目標年度を平成 29 年度とします。

※今回の改定版に、事業の説明のための図は掲載しておりませんが、平成 23 年 3 月策定の「第三次宇部市障害者福祉計画」中の図を参照するものとします。



## ■基本目標Ⅱ ともに働き、楽しむ

### 施策分野1 一般就労・福祉的就労支援の推進

#### (1) 一般就労の促進

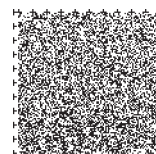
障害者の自立を促進するためには、障害者雇用を促進することが不可欠であり、市においても、「障害者就労ワークステーション<sup>※22</sup>」の設置、「宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所」の設置などにより、積極的に障害者雇用に取り組んできました。

今後は、障害者の一般就労を促進するため、ワークステーションのノウハウを生かした講座「障害者就労セミナー」を開催するとともに、これらの取り組みを民間企業に情報発信し、障害者差別解消法の施行に向けた企業の取り組みを支援します。

施策事項	施策内容
①障害者雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公共職業安定所や商工会議所等と連携を図り、地元企業に対して、法定雇用率<sup>※23</sup>の達成や受け入れ職場の障害者への理解など、障害者雇用に係る積極的な啓発活動を展開します。</li> <li>■働く意欲のある障害者の就労を支援するため、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター<sup>※24</sup>などと連携を図り、一人ひとりの障害の状況に応じた、きめ細かな相談・情報提供に努めます。 また、公共職業安定所の臨床心理士や精神障害者就職サポーターと連携を図り、障害者の就労相談を充実します。</li> </ul>
②ときわ公園就労支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者の就労と自立を支援するために、宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所の運営の充実を図ります。事業所では仕事の指導だけでなく、生活支援についても実施します。</li> </ul>
③「障害者就労ワークステーション」による就労支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「障害者就労ワークステーション」については、取り組み内容などの情報を発信することにより、民間企業の障害者雇用の促進を図ります。</li> <li>■障害者が就業に向けて備えなければならない資質を身につけ、職業準備性を高めるため、障害者就労セミナーを開催します。</li> </ul>
④就労支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自動車操作訓練及び自動車改造費の助成など、障害者の外出支援や就労支援につながる制度については、その周知と利用促進を図ります。</li> </ul>

#### (2) 福祉的就労の促進

障害福祉サービス事業所（就労支援）等の福祉的就労の場は、働く場・生産活動の場としての役割だけでなく、障害者の日中の居場所やふれあいの場、困った時の相談の場となるなど、多面的な役割を持っています。日中活動としての障害に応じた働く場の確保の観点から、福祉的就労の場の安定的な確保と工賃の底上げを図る必要があります。



また、事業所の商品や役務等の受注について、販路の拡大に向けた広報活動を推進するとともに、市が発注する物品等については、障害者優先調達推進法に基づき、「障害者就労支援施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るための方針」を策定し、事業所の受注拡大を図ることにより、障害者の自立を促進します。

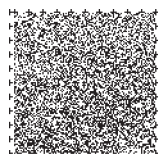
施策事項	施策内容
①障害福祉サービス事業所(就労支援)への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害福祉サービス事業所(就労支援)の製品やサービス活動等を広く市民・企業に紹介するなど、販売の拡大に向けた広報活動を推進します。</li> <li>■障害福祉サービス事業所(就労支援)間のネットワーク化を推進し、共同受注<sup>※25</sup>の仕組みを強化します。</li> </ul>
②障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市が発注する物品等について、障害者就労支援施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るための方針を策定し、障害者就労施設等の物品等の受注拡大を図り、障害者の自立を促進します。</li> </ul>
③障害福祉サービス事業所(就労支援)間交流の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害福祉サービス事業所(就労支援)間での就労に関する研修会の開催などにより、サービス事業所相互の情報交換による意識啓発、職員の技術力向上を支援します。</li> </ul>

### (3) 就労支援体制の充実

障害者の就労支援については、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、企業、障害福祉サービス事業所等で構成している「障害者就労支援ネットワーク会議<sup>※26</sup>」を中心に、企業などへの理解促進のために、雇用実践セミナーを開催するなど各種事業を実施しています。

障害者が自立するためには、就労支援は不可欠であり、雇用先となる企業等への理解を促進するため、今後更に「障害者就労支援ネットワーク会議」の機能強化を図り、総合的な就労支援体制づくりを進めます。

施策事項	施策内容
①障害者就労支援ネットワークの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「障害者就労支援ネットワーク会議」の機能を強化し、雇用・就労についての情報のネットワークの充実を図るとともに、企業等への意識啓発や就労先の開拓、就労意欲の向上への取り組み、就職後のフォローなど、総合的な就労支援体制の構築を推進します。</li> </ul>
②職業リハビリテーションネットワークの連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者の自立や就業促進のために、障害者就業・生活支援センターを中心として、公共職業安定所や企業、医療機関、障害者職業センター<sup>※27</sup>、障害福祉サービス事業所(就労支援)などとの連携を図り、職業リハビリテーションネットワーク<sup>※28</sup>を強化します。</li> </ul>



## 施策分野2 社会参加活動の促進

### (1) スポーツ・レクリエーション活動の促進

多くの人たちとの交流やふれあい等を通じて自己実現を図り、健康でいきいきとした生活が送れるよう、スポーツ・レクリエーションの場の提供など、参加機会の拡充を進める必要があります。

また、体育施設については、段差解消や多機能トイレ等を設置するなど、誰でも利用できるユニバーサルデザインの視点に立った、障害者に配慮した施設づくりを進める必要があります。

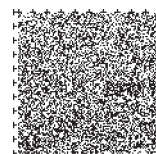
施策事項	施策内容
①スポーツなどの参加促進	<ul style="list-style-type: none"><li>■全国障害者スポーツ大会への出場を支援するとともに、障害者スポーツ大会の開催を支援します。</li><li>■障害者が気軽にスポーツに親しめるよう、障害者スポーツ等の情報についても、スポーツ支援団体などの関係機関と連携して、各種メディアを活用した情報提供の充実に努めます。</li></ul>
②体育施設の整備推進	<ul style="list-style-type: none"><li>■体育施設については、多機能トイレや障害者用駐車場スペースの確保、スロープの設置など、誰でも利用できるユニバーサルデザインの視点に立った施設の整備を推進します。</li></ul>

### (2) 文化活動などの促進

障害者やその家族が生きがいをもって暮らせるよう、自らが関心のある活動に積極的に参加できる、社会参加の促進が課題となっています。各種会議等を開催する際には、手話奉仕員や要約筆記奉仕員の配置、点字資料や拡大文字の配布、同伴介助者の入場料免除など、障害者が参加しやすい環境づくりを推進します。

また、文化施設についてもユニバーサルデザインに配慮した施設づくりを推進します。

施策事項	施策内容
①文化行事の参加促進	<ul style="list-style-type: none"><li>■文化施設で行う文化行事に対し、手話奉仕員や要約筆記奉仕員等の配置、点字資料や拡大文字の配布、同伴介助者の入場料免除など、障害者が参加しやすい環境づくりを推進します。</li><li>■文化施設については、多機能トイレの整備や障害者用駐車スペースの確保など、施設整備を推進します。</li></ul>
②自主的文化活動の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>■障害者の文化活動を振興するため、講座開催や作品出展の情報提供に努め、活動機会や発表の場の充実に図ります。</li><li>■障害者が健常者とともに、文化に親しむ機会が増えるよう、障害者の自主的な文化活動への参加を支援します。</li></ul>

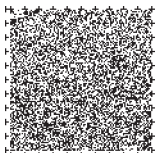




基本目標Ⅱにおける主な取り組みの関連指標を示します。

指 標 名	25 年度 現状	29 年度 目標値	目標値の設定
民間企業障害者雇用率（宇部管内）	1.8%	2.0%	法定雇用率を目標としています。
ときわ公園就労支援事業障害者の就労者数	18 人	25 人	雇用人数を 25 人とすることを目標としています。
宇部市障害者就労ワークステーション 雇用者数	14 人 (累計)	26 人 (累計)	年 2 人から 3 人を雇用することを目標としています。
スポーツ大会への障害者参加者数	645 人	700 人	年約 14 人の参加者の増加を見込んで目標としています。
障害者就労施設等からの物品及び役務 の調達金額（市発注分）	15,173 千円	30,000 千円	実績金額の約 2 倍となる、3 千万円を目標値に設定しています。

※関連指標については、第四次宇部市総合計画中期実行計画の計画期間と整合性を図り、目標年度を平成 29 年度とします。



## ■基本目標Ⅲ ともに安心して暮らす

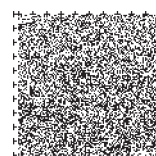
### 施策分野1 理解と交流の促進

#### (1) 障害についての理解促進

障害者が安心して生活するためには、障害者自身が自立を図る一方で、市民一人ひとりの障害と障害者に対する理解が必要です。そのため、将来を担う児童、生徒の障害に対する理解を深めるとともに、地域の住民が障害の特性を正しく理解し、障害者に優しい地域となることを目指し、地域や官公庁などでも障害者理解に関する研修会を積極的に開催します。

また、障害者差別解消法の施行に向けて、社会的障壁の除去、合理的配慮等についての必要性について理解を促進し、周知を図ります。

施策事項	施策内容
①福祉教育の推進	■児童、生徒の障害に対する理解を深めるため、市内小学校・中学校において講演会やふれあい活動を実施します。
②障害者理解の促進	■地域の住民が障害の特性を正しく理解し、障害者に優しいまちとなることを目指し、地域や官公庁などで障害者理解に関する研修会を開催します。 ■障害についての理解を促進するために、講師リストの活用について周知し、活動を推進します。 ■障害者週間や、発達障害啓発週間におけるイベント等を開催し、広く参加を呼び掛けることで、障害についての理解の促進を図ります。 ■盲導犬を含めた身体障害者補助犬について「身体障害者補助犬法」に基づいた理解促進を図るとともに、白杖利用者への配慮などの意識啓発に努めます。
③啓発・広報の推進	■障害への理解の啓発については、「広報うべ」、ホームページを始めテレビや新聞など、様々なメディアを活用し、積極的な広報活動を展開します。
④障害者差別解消の理解促進と周知	■障害を理由とする差別の解消を目的に、社会的障壁の除去、合理的配慮等についての理解の促進と啓発活動を実施します。



## (2) 交流の促進

障害者が地域で安心して生活していくためには、様々な人との交流機会を増やし、地域におけるふれあいを促進することが必要です。また、障害者関係団体間の情報交換や意見交換をすることで、課題の解決に繋げることも重要です。

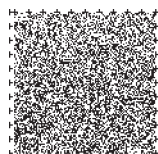
施策事項	施策内容
①地域交流の促進	■身近なふれあいセンターで障害者の活動が行われ、各種行事に障害者が参加することで、障害者と地域住民とのふれあいと交流を促進します。
②障害者団体間のネットワークづくり	■障害者関係団体の定期的な意見交換会等を開催することで、情報の共有を図るとともに、勉強会の開催など、各団体の活動を支援することで、団体間のネットワークづくりを促進します。

## (3) ボランティア活動の支援

障害者の地域での自立生活を支援するためには、個々のニーズに応じた支援体制が必要であり、関係機関との連携による地域福祉活動やボランティア活動を推進していくことが必要です。

今後は、企業、地域の団体、学校等の取り組みなど障害者へのボランティア活動について、広く市民に周知、広報を行います。

施策事項	施策内容
①ボランティアの育成・確保	■ボランティア活動については、各種養成講座を開催し、人材の育成確保を行います。 なお、講座の開催にあたっては、ボランティア活動に対する市民の理解が高まるよう、「広報うべ」、地元紙・ホームページ、ポスター掲示などにより積極的に広報活動を展開します。
②ボランティア活動の啓発	■地域、学校、企業等が実施する障害者へのボランティア活動について、市民に周知して、活動を強化します。



## 施策分野2 情報・コミュニケーション支援の充実

### (1) 障害の種別に応じた情報提供サービスの充実

障害者にとって意思が相手に的確に伝わり、必要な時にニーズに合った情報を得られることは、社会参加を進める上で不可欠です。

そのため、障害者への情報提供については、障害特性に配慮した工夫や細やかな対応が求められています。聴覚障害については、講演会などでの手話や要約筆記の配置をすすめていきます。また視覚障害については、拡大文字や音声コード<sup>※29</sup>の添付、点字やメール（電子データ）など様々な手段での情報提供をするなど情報保障を進めていきます。

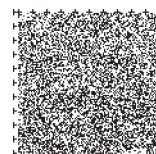
今後も、障害者への情報保障のために、様々な情報について、障害種別に応じた情報提供の充実を図る必要があります。

施策事項	施策内容
①情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>■視覚障害者への文書での情報提供については、希望する手段の登録に従い、拡大文字あるいは点字や音声コードの添付、点字やメール（電子データ）による配慮を実施します。</li><li>■市民を対象とした講演会などを開催する際は、必要に応じて手話通訳や要約筆記による情報提供を行い、聴覚障害者に対するコミュニケーション手段を確保します。</li><li>■点字・点訳グループや音訳グループとの連携により、点字・音声版「広報うべ」を作成し、視覚障害者への市政情報の提供に努めます。</li><li>■障害福祉に関する最新情報をパソコンや携帯電話を活用し、電子メールで配信するなど、障害者への情報提供手段の充実を図ります。</li></ul>
②職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>■市職員への手話研修などの充実により、市窓口における障害者へのコミュニケーション支援を強化します。</li></ul>

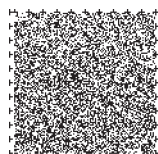
### (2) 情報バリアフリーの推進

平成 25 年 3 月に策定した「情報バリアフリー化の手引き」に基づき、市が率先して障害者への情報保障に取り組んでいるところですが、障害者差別解消法の施行により、取り組みを更に強化する必要があります。

また、バリアフリー施設の登録とバリアフリーマップを作成することにより、障害のある方の社会参加を促進するとともに、コミュニケーションに関するバリアフリーの取り組みについての周知を行い、障害者が暮らしやすいまちづくりを目指します。



施策事項	施策内容
①情報バリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「情報バリアフリー化の手引き」に基づき、市が率先して障害者への情報保障に取り組みます。</li> </ul>
②民間機関などへの啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■聴覚障害者や視覚障害者への対応等、窓口などでの対応に配慮が必要な場合があることについて、医療機関や金融機関など、民間機関への啓発活動を展開し、障害者の利便性を向上する取り組みを促進します。</li> <li>■バリアフリー施設への登録とバリアフリーマップの作成を行うことにより、障害者の外出を支援するとともに、市内の施設に対して、コミュニケーションボードや筆談等による情報バリアフリー化の推進を図ります。</li> </ul>



### 施策分野3 生活環境の整備

#### (1) 建築物などのバリアフリー化の推進

建築物や道路、公園などの整備については、「バリアフリー新法」や「山口県福祉のまちづくり条例<sup>※30</sup>」に基づいた施工を行っており、障害者の移動及び施設利用の利便性と安全性の向上に努めています。

また、障害者の就労や社会参加を促進するために、公共施設をはじめ、さまざまな施設において、多機能トイレの設置などの施設整備を進める必要があります。

施策事項	施策内容
①建築物のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「バリアフリー新法」及び「山口県福祉のまちづくり条例」に基づいた公共交通機関や道路、公園などの整備を進めることにより、障害者の移動や施設利用の利便性と安全性が向上し、誰もが安心して快適に暮らせるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザイン<sup>※31</sup>に配慮したまちづくりを推進します。</li> <li>■不特定多数の人が利用する民間施設については、バリアフリー化の普及啓発を行います。</li> </ul>
②多機能トイレの整備推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者の外出や社会参加を促進するため、公共施設の新設や既存施設のトイレ改修の際には、多機能トイレ<sup>※32</sup>の整備を図ります。</li> <li>■不特定多数の人が利用する民間施設については、多機能トイレの整備についての普及啓発を行います。</li> </ul>
③バリアフリー推進体制の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公共施設のバリアフリー化の推進のために設置している、「バリアフリー化推進連絡協議会」の機能の充実を図ります。</li> </ul>
④バリアフリーマップの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■バリアフリー施設への登録とバリアフリーマップの作成を行うことにより、障害者の外出を支援するとともに、建築物のバリアフリー化を促進します。</li> </ul>

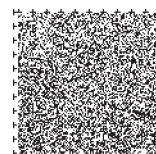
#### (2) 公共交通機関・道路環境の整備

障害者や高齢者の移動に係る利便性と安全性の向上のために、公共交通機関や道路施設などにおいて、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れながら整備を進めています。

公共交通機関については、車いすの利用者をはじめとする障害者が利用しやすいような、ノンステップバスの導入が順次進んでおり、市内タクシー事業者においてユニバーサルデザインタクシーの導入が進められているところです。

今後も、障害者を含むすべての市民にやさしい都市環境整備を更に進めるとともに、バリアフリー対応型信号機の設置等、交通安全対策については、警察署などとの連携を図りながら、障害者の視点を踏まえて取り組んでいく必要があります。

安心安全なまちづくりを推進するためには、このようなハード面の整備だけでなく、車や歩行者等の障害者への配慮も不可欠です。障害者理解を推進することで、安心・安全な環境整備に努めます。



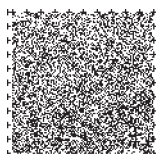
施策事項	施策内容
①歩道などの段差解消の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>■道路の改良・改造については、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」などの基準に基づき、障害者などの移動に配慮した整備を推進します。</li> <li>■障害者の利用頻度の高い路線や危険性の高い路線の主要交差点部について、歩道の段差解消を実施します。</li> <li>■歩行者や自転車通行が多い主要な路線については、計画的に歩道の舗装改良事業などを実施し、歩道及び歩行空間の整備を推進します。</li> </ul>
②交通安全に係るバリアフリー対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者の利用頻度の高い道路網を重点にして、今後もバリアフリー対応型信号機やエスコートゾーンの設置を要望していきます。また、障害者関係機関や警察署と連携を図りながら、障害者の視点に立った交通安全対策を推進します。</li> </ul>
③障害者用駐車場の適正利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度<sup>※33</sup>」については、県と連携を図りながら、制度の普及啓発を推進します。</li> </ul>
④ノンステップバスの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■車いすの利用者をはじめ、障害者が利用しやすいように、バスの更新時にはノンステップバスの導入を促進します。</li> </ul>
⑤ユニバーサルデザインタクシーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■車いすの利用者をはじめ、高齢者、ベビーカー使用者等が利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの導入を促進します。</li> </ul>

### (3) 住宅施策の充実

障害者が地域で安心して日常生活を送るためには、生活の場となる住宅の確保が不可欠です。

地域での生活を希望する重度身体障害者に対して、「重度身体障害者自立生活支援付住宅<sup>※34</sup>」において自立生活を支援していますが、今後、施設入所者や長期入院患者等の地域生活への移行をすすめるにあたっては、グループホームなど地域で安心して暮らせる住まいの確保とともに、障害者が自宅で安心・安全に暮らせるように住宅改修費の給付等を引き続き実施します。

施策事項	施策内容
①障害者住宅施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者が住み慣れた住宅で生活を継続できるよう、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修費を給付することにより、障害者の自立生活を支援します。</li> <li>■障害者の住宅改修などに必要な資金を貸し付ける生活福祉資金<sup>※35</sup>について、各関係機関と連携して利用者への周知を図ります。</li> </ul>
②シルバーリフォームの整備推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■バリアフリー化された市営住宅にするため、シルバーリフォーム<sup>※36</sup>による住戸の整備を推進します。</li> </ul>
③重度身体障害者の自立生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域での生活を希望する重度身体障害者に対して、「重度身体障害者自立生活支援付住宅」において、日常生活における援助・相談などを行い、自立生活を支援します。</li> </ul>



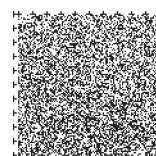
#### (4) 防災・防犯対策の推進

障害者をはじめ、すべての人が安心して安全に暮らすためには、防災・防犯などの生活の安全対策は重要な課題です。

特に、災害時の支援体制の充実を図ることは不可欠であり、災害発生後の安否確認や避難誘導の助け合いなど、支援が必要な障害者に対し、災害時要援護者避難支援制度<sup>※37</sup>による体制を整備したところです。

また、災害時の避難所での生活に特別な配慮を必要とする避難者については、必要に応じて福祉避難所と連携して支援を行います。今後も障害者とその家族の現状とニーズを踏まえ、避難者に対する配慮の充実を図ります。

施策事項	施策内容
①防災情報提供・通報体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「防災メール<sup>※38</sup>」などによる情報提供や「緊急通報システム」について、さまざまな機会を通じて周知し、防災情報の提供・通報体制の充実を図るとともに、電子メール・FAXによる119番通報の周知を図ります。</li> </ul>
②防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市、NPO法人及び市民が連携して、様々なメディアの活用や出前講座、防災訓練などの機会を通じて、障害者や周囲の人達についても防災意識の向上を図ります。</li> </ul>
③災害時の支援対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市は災害時要援護者避難支援制度の周知啓発に取り組むとともに、民生委員などの協力を得て、避難支援プラン（個別計画）の作成等により、体制整備します。また、地域の支援者が要配慮者（要援護者）を避難誘導できない場合に、自主防災会が補完的に支援者に代わって避難誘導を行うことができるよう体制等を整備し、自主防災会との協定締結に努めます。</li> <li>■災害時の避難所での生活に、特別な配慮を必要とする避難者については、必要に応じて福祉避難所<sup>※39</sup>（協定した施設）と連携して支援を行います。また、障害者及びその家族が不自由なく避難所で生活するため、環境整備に努めるとともに、医療及び日常生活に必要な物品を確保できる体制を整備します。</li> <li>■障害の特性等に配慮し、障害者が福祉避難所に直接避難できるような体制を整備します。</li> </ul>
④防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■宇部市防犯対策協議会を中心として、地域の防犯ボランティア団体を支援するとともに、出前講座などにより防犯に対する意識の向上を図ります。また、障害者が犯罪被害者とならないよう、地域の防犯体制の充実を図ります。</li> </ul>



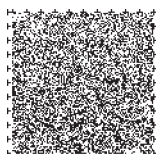


基本目標Ⅲにおける主な取り組みの関連指標を示します。

指 標 名	25年度 現状	29年度 目標値	目標値の設定
学校教育活動支援ボランティア登録者数(障害児関係)	25人	40人	年約4人の増加を見込んで目標値を設定しています。
手話奉仕員登録者数	126人	150人	年6人の増加を見込んで目標値を設定しています。
要約筆記奉仕員登録者数	50人	80人	年8人の増加を見込んで目標値を設定しています。
超低床バス(低床バス含む)の導入数	45台	50台	年約1台の増加を見込んで目標値を設定しています。
多機能トイレの設置数(市施設)	26箇所	30箇所	年1箇所の増加を見込んで目標値を設定しています。
自主防災会との避難支援協定締結数	2件	24件	全校区締結することを目標としています。
「あんしん歩行エリア」及びその周辺の交差点段差解消箇所数	349箇所	549箇所	200箇所実施することを目標としています。
バリアフリー施設登録店舗等	—	80箇所	年20箇所の確保を見込んで目標値を設定しています。
地域における障害者理解イベント等開催回数	—	24回	全校区開催することを目標としています。

※関連指標については、第四次宇部市総合計画中期実行計画の計画期間と整合性を図り、目標年度を平成29年度とします。

※この度の改定版には事業の説明の図は掲載しておりませんが、平成23年3月に策定した「第三次宇部市障害者福祉計画」中の図を引き続き参照するものとします。



# 第5章 第4期宇部市障害福祉計画

## 1 第3期計画の進捗状況と課題

### 1 重点項目

第3期計画における重点項目は、「施設入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行」、「就労移行支援事業の利用者数」及び「就労継続支援（A型）事業の利用者数の割合」としていました。

これら重点項目の進捗状況については、次のとおりです。

### 2 重点項目の進捗状況

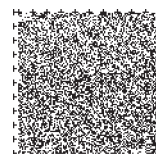
#### （1）施設入所者の地域生活への移行

		施設入所から共同生活援助等へ地域移行した者の数
（基準）	平成17年度	（10月1日現在の施設入所者数） 261
第3期計画	平成25年度までの累計	（基準日から平成25年度末までに共同生活援助等へ地域移行した者の数） 79
（目標値）	平成26年度までの累計	67 （基準の25.6%）

第3期計画では、平成17年10月1日現在の施設入所者数261人を基準として、平成26年度末までに67人（25.6%）が共同生活援助等へ地域移行するものとして目標値を設定しました。

基準日から平成25年度末までに、施設入所から共同生活援助等へ地域移行した人数は79人（30.3%）となっており、計画を上回る実績となっています。

しかしながら、平成24年度及び平成25年度の2年間で地域移行した者の合計は5人となっており、近年の地域移行者数が減少傾向にあることから、今後、地域移行を進めるにあたり、地域で安心して生活することができる環境を整えていく必要があります。



## (2) 福祉施設※から一般就労への移行

(人)

		福祉施設から一般就労へ移行した者の数
(基準)	平成17年度	18
(参考)	平成23年度	25
第3期計画	平成24年度	31
	平成25年度	31
(目標値)	平成26年度	36 (基準の2.0倍)

※「福祉施設」：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）

第3期計画では、平成17年度に福祉施設から一般就労へ移行した者18人を基準として、平成26年度に36人（基準の2倍）が一般就労へ移行するものとして目標値を設定しました。

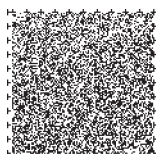
平成25年度に福祉施設から一般就労へ移行した者は31人であり、これは基準とする平成17年度の一般就労への移行実績に対し、その割合（実績）は1.7倍です。

今後、障害者自身の自立した生活基盤の確保のため、一般就労の定着支援を含めたさらなる就労支援の強化が必要です。

## (3) 就労移行支援事業の利用者数

(当該年度末の状況)

	福祉施設利用者 (人)	就労移行支援事業の 利用者(人)	割合 (%)
平成21年度	552	29	5.3
平成22年度	683	29	4.2
平成23年度	743	38	5.1
平成24年度	864	45	5.2
平成25年度	937	28	3.0
(目標値) 平成26年度	(1,049)	224	21.4



第3期計画では、平成26年度の就労移行支援事業の利用者を224人、また、平成26年度の福祉施設利用者に対する就労移行支援事業の利用者の割合を21.4%として目標値を設定しました。

平成25年度の福祉施設利用者に対する就労移行支援事業の利用者の割合は、福祉施設利用者937人に対し就労移行支援事業の利用者が28人であり、その割合は3.0%となっています。

計画では、福祉施設及び就労移行支援事業の利用者を年々増やし、福祉施設利用者に対する就労移行支援事業の利用者の割合も同様に増やしていくものでしたが、福祉施設利用者の増加に比べ、就労移行支援事業の利用者が市内の就労移行支援事業所の減少等に伴い、伸びていない状況です。そのため、今後、就労移行支援事業の利用促進を図る必要があります。

#### (4) 就労継続支援（A型）事業の利用者数及び

##### 就労継続支援事業利用者に対する就労継続支援A型事業利用者の割合

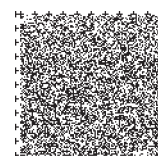
(当該年度末の状況)

	就労継続支援 (A型) 事業の 利用者 (人)	就労継続支援 (B型) 事業の 利用者 (人)	就労継続支援 (A型+B型) 事業の利用者 (人)	就労継続支援 (A型) 事業の 利用者の割合 (%)
平成21年度	1	287	288	0.3
平成22年度	18	306	324	5.6
平成23年度	31	312	343	9.0
平成24年度	62	329	391	15.9
平成25年度	79	405	484	16.3
(目標値) 平成26年度	96	(224)	(320)	30.0

第3期計画では、平成26年度の就労継続支援（A型）事業の利用者を96人、また、就労継続支援事業利用者に対する就労移行支援（A型）事業の利用者の割合を30%として目標値を設定しました。

平成25年度の就労継続支援事業利用者に対する就労継続支援A型事業利用者の割合は、就労継続支援事業利用者が484人に対し就労継続支援A型事業利用者が79人であり、その割合は16.3%です。

今後、就労継続支援B型事業の利用者それぞれの状況に応じて、段階的に就労継続支援A型事業や就労移行支援事業の利用を促すなど、一般就労に向けた取り組みを行っていく必要があります。



### 3 自立支援給付

第3期計画の各サービスの見込量（目標値）と進捗状況については、次のとおりです。

#### (1) 訪問系サービス

〈上段：年間延利用時間、下段：(月平均利用者数)〉

	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度見 込量(第3期)	平成26年度 見込に対する 平成25年度 実績率
居宅介護	35,799 時間 (172 人)	35,651 時間 (169 人)	44,956 時間 (191 人)	79.30% 88.48%
重度訪問介護	17,965 時間 (13 人)	17,889 時間 (13 人)	23,611 時間 (16 人)	75.77% 81.25%
同行援護	5,490 時間 (24 人)	6,080 時間 (28 人)	7,260 時間 (45 人)	83.75% 62.22%
行動援護	0時間 (0人)	0時間 (0人)	1,440時間 (6人)	0.00% 0.00%
重度障害者等 包括支援	0時間 (0人)	0時間 (0人)	25,920時間 (3人)	0.00% 0.00%

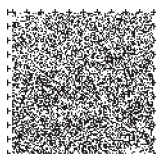
居宅介護、重度訪問介護については、利用実績に大きな変化はありません。

同行援護については、視覚障害者に対する外出時における移動の援護や必要な情報を提供するサービスとして、平成23年10月から自立支援給付の中で実施されることになりましたが、利用実績は平成24年度と比べ増えています。

行動援護については、市内に事業所が平成25年度末時点で2箇所のみであり、利用実績はありませんでした。

重度障害者等包括支援については、県内に事業所が無く、利用実績もありませんでした。

行動援護及び重度障害者等包括支援については、今まで利用実績がない理由の分析や利用者のニーズの把握を行い、必要に応じて、サービスの利用を図っていく必要があります。



## (2) 日中活動系サービス

〈上段：年間延利用日数、下段：(月平均利用者数)〉

		平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度見 込量(第3期)	平成26年度見込 に対する平成25 年度実績率
生活介護		97,979日 (416人)	99,357日 (418人)	101,476日 (434人)	97.91% 96.31%
自立訓 練	機能訓練	291日 (1人)	183日 (1人)	1,008日 (4人)	18.15% 25.00%
	生活訓練	6,703日 (28人)	5,741日 (23人)	18,234日 (67人)	31.49% 34.33%
就労移行支援		8,900日 (41人)	7,381日 (34人)	48,662日 (224人)	15.17% 15.18%
就労継続 支援	A型	10,777日 (46人)	17,517日 (72人)	23,232日 (96人)	75.40% 75.00%
	B型	69,830日 (315人)	81,645日 (378人)	49,446日 (224人)	165.12% 168.75%
療養介護		(27人)	(28人)	(16人)	175.00%
短期入所		2,988日 (26人)	3,441日 (28人)	2,145日 (83人)	160.42% 33.73%

生活介護については、平成24年度と比べ実績が増えており、概ね計画どおりの実績になっています。

自立訓練（機能訓練）については、市内に事業所がなく、本市の利用実績は県外の事業所に限られています。

自立訓練（生活訓練）及び就労移行支援については、市内の事業所が減少し、利用者、利用日数とも平成24年度と比べ、減少しています。

自立訓練及び就労移行支援は、有期限のサービスであるため、今後利用促進を図る上で、未利用者へのサービス利用の働きかけを積極的に行う必要があります。

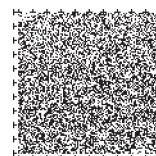
就労継続支援A型については、事業所の開設に伴い実績が増えていきます。

就労継続支援B型については、事業所の開設や定員の増加に伴い、平成26年度の見込量を大きく上回っています。

今後、就労継続支援B型の利用者に対して、就労継続支援A型や就労移行支援など、他のサービス利用の可能性を検討する必要があります。

療養介護については、サービス事業所の体系移行が完了し、見込量を上回っています。

短期入所については、市内の事業所が2箇所増え、利用実績も増えています。



### (3) 居住系サービス(共同生活援助、施設入所支援)

〈月平均利用者数〉

	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度見 込量(第3期)	平成26年度 見込に対する 平成25年度 実績率
共同生活援助	189人	191人	280人	68.21%
施設入所支援	232人	225人	238人	94.54%

共同生活援助については、利用者数は増加していますが、入院からの地域移行や施設整備の状況等から、見込量を下回る実績になっています。なお、平成26年4月の法改正に伴い、共同生活介護は共同生活援助に一元化されています。

施設入所支援については、入所者の地域移行や介護保険への移行等に伴い、年々利用者が減少しています。

### (4) 相談支援

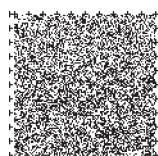
〈月平均利用者数〉

	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度見 込量(第3期)	平成26年度 見込に対する 平成25年度 実績率
計画相談支援	151人	271人	631人	42.95%
地域移行支援	2人	2人	30人	6.67%
地域定着支援	1人	1人	30人	3.33%

計画相談支援については、自立支援給付のサービスを利用するすべての者に対して、平成24年度から平成26年度の3年間で段階的に利用者を拡大することになっていますが、利用実績は見込量を下回っています。

地域移行支援及び地域定着支援については、地域での生活を促進するサービスとして平成24年4月に創設されましたが、利用実績は見込量を下回っています。

今後、障害者が安心して地域で生活するために、相談支援体制の強化や、障害福祉サービスの充実を図る必要があります。



## 4 地域生活支援事業

第3期計画の各サービスの見込量(目標値)と進捗状況については、次のとおりです。

### (1) 移動支援事業

〈上段：年間延利用時間、下段：(月平均利用者数)〉

	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度見 込量(第3期)	平成26年度見 込に対する 平成25年度 実績率
移動支援事業	5,939 時間 (37 人)	5,192 時間 (35 人)	7,260 時間 (45 人)	71.52% 77.78%

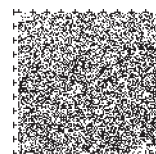
移動支援事業については、平成25年度の実績は、平成24年度と比べて利用者数、利用時間とも減少しています。なお、法改正に伴い、平成23年10月から、重度の視覚障害者に対する移動の支援等を行う「同行援護」が新たに創設されました。

### (2) 日中一時支援事業

〈上段：年間延利用回数、下段：(年間実利用者数)〉

	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度見 込量(第3期)	平成26年度見 込に対する 平成25年度 実績率
日中一時支援 事業	19,299 回 (377 人)	23,025 回 (399 人)	28,068 回 (276 人)	82.03% 144.57%

日中一時支援事業については、精神障害者の利用実績の増加が利用者及び利用回数の増加に繋がっています。





### (3) コミュニケーション支援事業

〈年間実利用者数〉

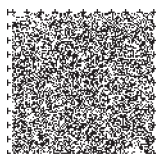
	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度見 込量(第3期)	平成26年度見 込に対する 平成25年度 実績率
手話通訳者 派遣事業	282 人	281 人	470 人	59.79%
要約筆記奉仕 員派遣事業	75 人	82 人	130 人	63.08%

手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣事業については、平成25年度の実績は平成26年度の見込量を下回っています。

〈実設置者数〉

	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度見 込量(第3期)	平成26年度見 込に対する 平成25年度 実績率
手話通訳者 設置事業	2 人	2 人	2 人	100.00%

手話通訳者設置事業については、平成26年度の見込量を確保しています。



## 5 障害福祉に関する調査からの課題

今回の計画策定の基礎資料を得ることを目的に、障害者関係団体との意見交換会（平成26年8月実施 参加団体：7団体）と、障害福祉サービス事業所ヒアリング調査（平成26年7月から8月にかけて実施 参加事業所：42施設）を実施しました。

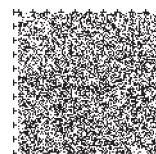
### (1) 障害者関係団体との意見交換会からの課題

市内に事務局を設置している障害者関係7団体と、福祉サービス等について意見交換会を開催し、この計画の課題を抽出しました。

#### 〔調査項目〕

- 1 就労や社会参加について
  - ・就労促進
  - ・文化、スポーツの促進 など
- 2 障害者理解について
  - ・地域の理解
  - ・周知、啓発 など
- 3 福祉サービスについて
  - ・障害福祉サービス
  - ・相談支援
  - ・地域移行 など
- 4 バリアフリーについて
  - ・建築物、生活環境の整備
  - ・情報伝達
  - ・意思疎通の推進 など
- 5 教育・療育の充実について

※上記項目には、障害者福祉計画に関する内容を含む



## <個別課題や意見等>

- 短期入所の充実
- 緊急の時に利用できるシステムの構築

### 課題

- (緊急時)短期入所の受入確保

- グループホームの整備
- 親亡き後でも、地域で安心して暮らせるためのサービス
- 相談するところはあるても対策がない

### 課題

- 障害福祉サービス等の充実

- 計画相談に、きめ細やかな人材の確保を行うことによって、ひとりひとりに応じた支援が明確になる。

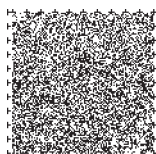
### 課題

- 相談支援体制の強化

- 障害者が安心して入所できる介護保険施設
- 各障害についての特性を理解、対応出来るヘルパーの養成、確保が必要
- ヘルパーの質の向上

### 課題

- 支援者の資質向上

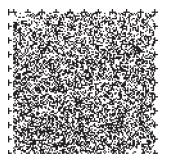


## (2) 障害福祉サービス事業所等ヒアリング調査からの課題

市内に住所を有する障害福祉サービス事業所等及び入院施設を有する精神科病院の合計42施設に、障害福祉サービスなどの5項目について、障害福祉サービス事業所の種別ごとにヒアリングを実施し、この計画の課題を抽出しました。

### 〔調査項目〕

- 1 障害福祉サービスについて
  - ・訪問系サービス
  - ・日中活動系サービス
  - ・居住系サービス
  - ・障害児通所支援
- 2 相談支援、地域生活支援事業について
  - ・相談支援
  - ・地域生活支援事業
- 3 障害福祉サービス等の目標値の設定及び目標達成のための方策について
  - ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
  - ・地域生活支援拠点等の整備
  - ・福祉施設から一般就労への移行等
- 4 障害福祉サービス等の円滑な提供体制の確保・質の向上について
  - ・サービスの提供に係る人材の確保
  - ・指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価
  - ・障害者等に対する虐待の防止
  - ・その他
- 5 その他、サービス(医療)提供時の課題や利用者(患者)のニーズ等について



## <個別課題や意見など>

- 人材確保の問題がある。求人をかけても人が来ない。
- 相談支援専門員の人数が足りない。
- 身体障害の方や医療依存度の高い方は、送迎も含めて対応が難しい。

### 課題

- 介護人材の確保

- 利用者の高齢化に伴い、医療及び介護保険との連携の重要性が増している
- グループホームでは、夜間の支援がなく利用者の高齢化が進んでおり、支援の難しい方が増えている。
- 保護者も高齢化が進んでいる。

### 課題

- 障害者の高齢化への対応

- 地域移行したいが、受け入れてくれる場所（施設）がない。
- 今後の居住の場の確保が必要である。
- グループホームの部屋数が不足している。

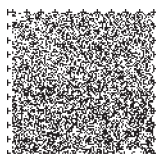
### 課題

- 住まいの場の確保

- 一般就労への移行も大切だが、その後の定着支援についても各事業所で課題が出てきている。
- 就労に関して、企業側の意識にも問題がある。法定雇用率だけではなく、もっと障害者のことを理解して欲しい。
- 一般就労しても企業の理解がないと施設にまだ戻ってしまう。利用者がどうしたいかを一番に考えるのが大切。病気の特徴を受け入れて欲しい。

### 課題

- 就労支援



## 2 第4期計画の数値目標の設定と方策

### 1 計画策定の基本課題

前述の「障害福祉に関する調査からの課題」を次のように整理し、この計画策定の基本課題として位置づけます。

これらの基本課題に対しては、重点項目の目標値とその方策、及び障害福祉サービスの見込量とその方策により、その課題の解決に向けた施策を推進します。

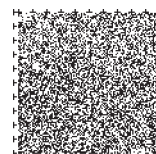
#### 計画策定の基本課題

##### ◆障害福祉サービスに係る課題

- ①緊急時に利用できる短期入所利用のシステム構築  
及び短期入所施設の充実
- ②住まいの場となるグループホーム等の整備
- ③相談支援事業の充実
- ④支援者の質の向上のための体制整備
- ⑤介護職員の人材確保
- ⑥定着支援など就労支援の強化

##### ◆その他の課題

- ①障害者（保護者）の高齢化への対応
- ②介護保険との連携



## 2 重点項目と方策

障害福祉計画の策定にあたって、障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などを進めるため、国の基本指針では、4つの数値目標 ①福祉施設の入所者の地域生活への移行 ②入院中の精神障害者の地域生活への移行 ③地域生活支援拠点等の整備 ④福祉施設から一般就労への移行等 に関する数値目標を掲げることを求めています。

本市においては、こうした国の基本方針を踏まえつつ、県指標である ②入院中の精神障害者の地域生活への移行 を除く3つの数値目標を次のとおり掲げ、その達成に向けて総合的・計画的に施策に取り組みます。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成26年3月末現在、本市から障害者支援施設（入所支援施設）に222人が入所しています。

入所状況（平成26年3月末現在）	
○障害者支援施設（入所支援施設）	222人

#### 目標値

本市では、地域での生活を希望する全ての人が、地域で自立した生活を送ることを目指し、各施設における取り組みに加えて、地域におけるさまざまな機関が連携・協働して支援を行うこととしており、平成29年度末までに地域生活に移行する障害者の人数と合わせ、平成29年度末の施設入所者数の目標値を次のように設定します。

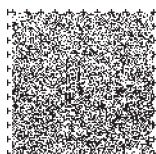
平成26年3月末時点の施設入所者222人のうち、平成29年度末までに地域生活に移行する者及び施設入所者数の削減の目標値

地域移行者：27人（12.0%）  
入所者の削減：16人（7.0%）

#### 方策

入所施設から地域生活への移行の可能性があると判断される入所者が、実際に地域に移行するためには、本人の意志や家族の理解をはじめ、入所施設側の地域移行に向けての支援など、解決すべき多くの課題があります。

このような状況のなか、施設入所者の地域生活への移行に向けて、次に掲げる方向性のもとに施策に取り組んでいきます。



方向性	取組内容
①地域生活への移行の理解の促進	■障害者の意思を尊重するとともに、地域住民や家族、施設などの地域生活への移行に対する理解の促進を図ります。
②地域生活への移行を進める体制づくり	■関係機関との連携を図るとともに、地域相談支援(地域移行支援)体制の整備・充実を進めます。
③地域生活への支援	■共同生活援助(グループホーム)及び公営住宅などの生活の場や、就労・余暇活動・生涯学習などの活動の場を充実し、障害福祉サービスの提供体制を確保することにより、日常生活全般にわたる支援の充実を図ります。
④相談支援の充実	■計画相談支援や地域相談支援(地域定着支援)等の活用により、地域において自立した生活を営むうえで、様々な相談に応じます。

## (2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

本市には、5箇所の精神科病院、合計1,052床(平成26年9月現在)の病床があることから、「社会的入院」の解消を視野にした地域生活への移行支援は重要な課題です。

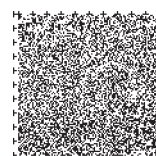
本市では、「宇部市退院情報連絡システム」の活用等で退院調整に取り組んでいます。地域生活への移行を進めるには、家族や本人の意向など多くの課題に対する集中的・長期的な働きかけが必要です。

### 方 策

在院中から退院後の生活まで一貫して寄り添える支援者として、地域のケアマネジメント機関(指定特定相談支援事業者)が病院と協働して支援することが必要であり、また精神的な不安の高まる夜間も含めた相談支援体制の充実が求められています。退院後には、精神科の医療機関以外に、地域の中に日中安心して過ごせる居場所を確保することが特に重要です。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、平成26年4月から、精神科病院の管理者に退院促進のための体制を整備することが義務付けられるようになりました。

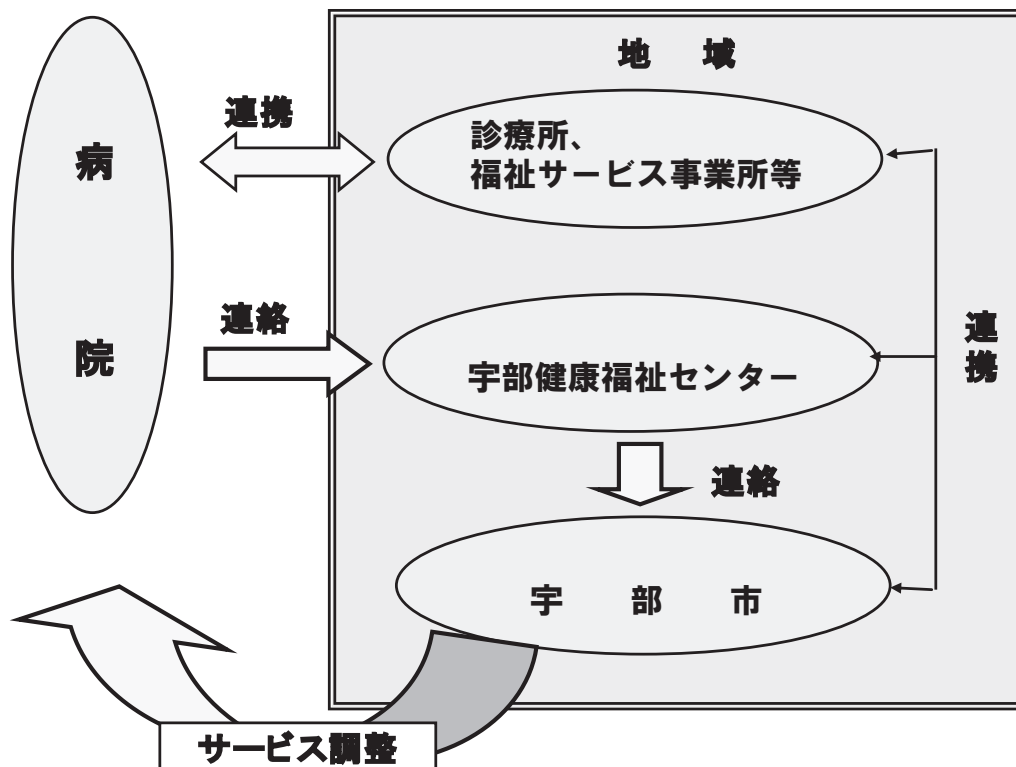
このような考え方を踏まえながら、入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けて、以下の方向性で施策に取り組んでいきます。





方向性	取組内容
①地域生活への移行の理解の促進	■本人の退院意欲を喚起させるとともに、地域住民や家族などの地域生活への移行に対する理解の促進を図ります。
②包括システムの推進	■従来からある「宇部市退院情報連絡システム」(図12)を活用して、地域相談支援(地域移行支援)機関を中心とした支援チームと連携して退院調整する包括システム(図13)を推進します。
③地域生活への移行を進める体制づくり	■関係機関との連携を図るとともに、夜間対応などのサポート体制として、地域相談支援(地域定着支援)体制の整備・充実を進めます。
④地域生活の支援	■共同生活援助(グループホーム)等の生活の場の確保を図るとともに、障害福祉サービスや日常生活全般にわたる支援の充実を図ります。 ■地域の中に日中安心して過ごせる居場所を整備し、地域住民との交流を推進します。

図12 宇部市退院情報連絡システム



対象の年齢や疾患などを問わずに、病院が、(本人などの同意を得た)退院情報を宇部健康福祉センターを経由して、宇部市の担当課に連絡をします。  
連絡を受けた担当課では、保健師やケースワーカーなどが、地域の関係機関のスタッフとともに病院に出向き、退院前に本人・家族や病院スタッフと一緒に個別支援会議を開催して、退院後に必要なサービスを調整します。

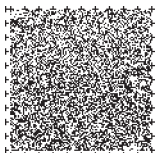
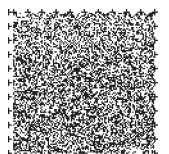
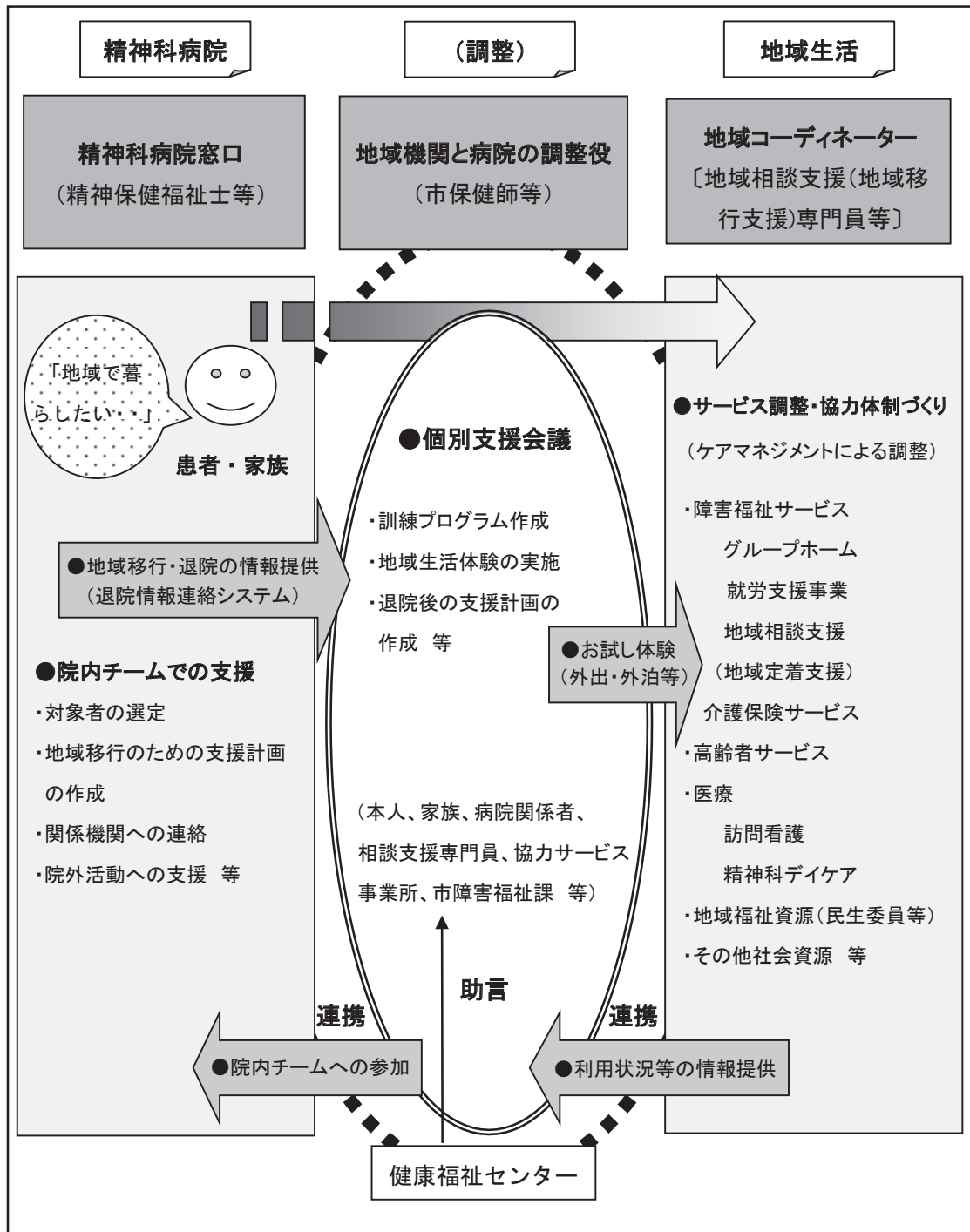


図 13 地域移行・地域定着のための宇部市精神障害者退院支援の包括システム



### (3) 地域生活支援拠点等の整備

障害児・者の地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるためのサービス提供体制として、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えながら、地域での生活支援をさらに強化する必要があります。

本市では、居宅支援機能と地域支援機能を備えた地域生活支援の拠点づくりを目指します。

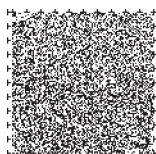
#### 目標値

本市では、障害児・者の地域生活支援の強化を図るため、地域生活支援拠点等の整備に関して、次のように目標値を設定します。

平成28年度末までに、地域生活支援拠点を市内に1か所以上整備する。

#### 方策

方向性	取組内容
①相談支援の充実	■地域生活への移行や親元からの自立、また、その後の一人暮らしを支援するため、相談支援の充実を図ります。
②体験の機会・場の確保	■一人暮らしやグループホームへの入居を支援するため、体験の機会や場を確保します。
③緊急時の受け入れ・対応	■緊急時の対応のため、24時間の相談受付や、緊急時の受入対応体制を確保します。
④地域の体制づくり	■国の補助事業などの動向を注視し、平成27年度から早期実施に向けて、サービス事業所と協議を行います。 ■地域での生活支援を充実させるため、人材の確保・養成や各関係機関との連携を行います。 ■障害者の高齢化・重度化に対応するため、地域における地域資源の活用やコーディネーターの配置等を行います。



#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

本市には、現在、3箇所（定員27名）の就労移行支援事業所があります。就労移行支援事業は、2年間という有期限のサービスであり、平成25年度までの就労移行支援事業の利用者は、P38の図のとおりです。

宇部公共職業安定所の障害者の職業紹介状況をみると、管内で平成25年度に就職した障害者は201人です。

本市では、市や公共職業安定所、障害福祉サービス事業所などで構成する「宇部市障害者就労支援ネットワーク会議」が中心となって、障害者の就労支援を進めており、福祉施設から一般就労した人は、平成24年度、平成25年度ともに31人です。

#### 目標値

働くことへの意欲を醸成し、希望する人が個々の状況に応じて就労できることを目指し、福祉施設などにおける支援の質・量両面での充実や職場の開拓など、一般就労に必要な多くの課題に積極的に取り組むことにより、平成29年度中に福祉施設から「就労移行支援」等の事業を通じて一般企業・事業所などに就労する人の数を、以下のように設定します。

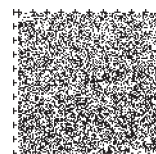
平成29年度の福祉施設から一般就労への移行者  
62人（平成24年度比 2.0倍）

また、一般就労への移行に関しては、就労移行支援事業の利用者からの移行が多いことから、上記目標を達成するため、平成25年度末における本市の就労移行支援事業の利用者数28人に対して、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を、以下のように設定します。

平成29年度末の就労移行支援事業の利用者  
45人（平成25年度末比 1.6倍）

さらに、就労移行支援事業の利用者の増が、一般就労へ移行する就労移行率の向上の重要な要因であることから、平成25年度における市内の就労移行支援事業所3か所全てが就労移行率40%以上である状況を踏まえ、以下のように目標を設定します。

市内全ての就労移行支援事業所  
就労移行率40%以上を堅持する



## 方 策

本市では、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携を図りながら、次に掲げる方向性のもとに、働きたいと希望する人を福祉施設から一般就労に移行するための施策に取り組んでいきます。

また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）の施行に伴い、市内の障害者就労施設等の物品等の受注機会の拡大を図ります。

方向性	取組内容
①障害者雇用の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公共職業安定所や商工会議所と連携して、地元企業に対して、法定雇用率の達成や受け入れ職場の障害者への理解など、障害者雇用に係る積極的な啓発活動を展開します。</li> </ul>
②就労相談・情報提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■働きたいと希望する障害者や離職者・特別支援学校卒業者の就労を支援するため、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどと連携して、一人ひとりの障害の状況に応じた、きめ細かな相談・情報提供に努めます。</li> <li>■公共職業安定所の臨床心理士や精神障害者就職サポーターと連携して、障害者の就労相談を充実します。</li> </ul>
③就労支援システムの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「障害者就労支援ネットワーク会議」の機能を強化し、雇用・就労についての情報ネットワークの充実を図るとともに、企業などへの意識の啓発や就労先の開拓、就労意欲の向上への取り組み、就職後のフォローなど、総合的な就労支援体制を構築します。（図14）</li> <li>■障害者の自立、就労促進並びに職場定着の強化のために、障害者就業・生活支援センターを中心に、公共職業安定所や企業、障害者職業センター、障害福祉サービス事業所（就労支援）などとの連携を図り、職業リハビリテーションネットワークを強化します。（図15）</li> <li>■「宇部市障害者就労ワークステーション」の運営を充実し、障害者の雇用の促進を図ります。（図16）</li> </ul>
④福祉就労の充実等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■福祉施設の利用の充実や就労移行支援の利用促進を図り、福祉施設の指導体制を強化することで、一般就労への移行を推進します。</li> </ul>
⑤受注機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進するため、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ります。</li> </ul>

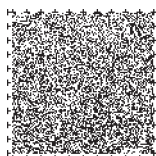


図14 障害者就労支援ネットワーク会議組織図

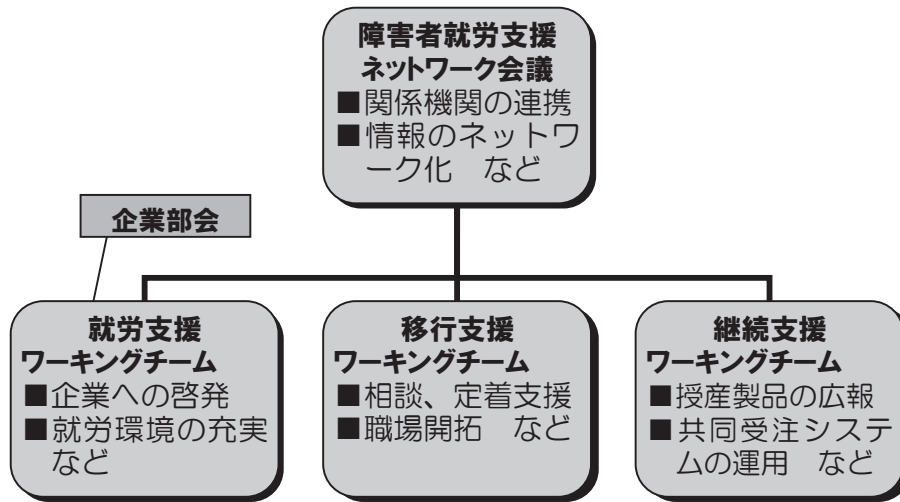


図15 障害者雇用・就労を支える地域のネットワーク

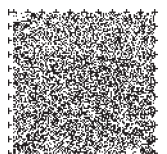
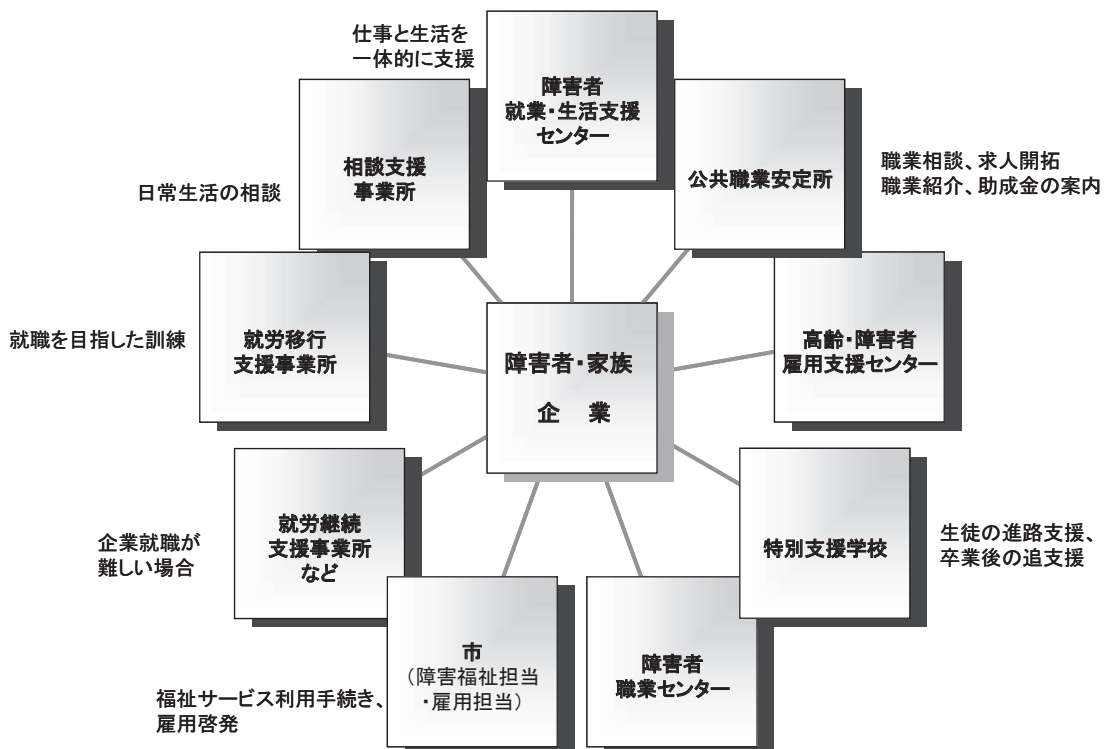
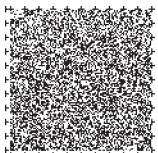
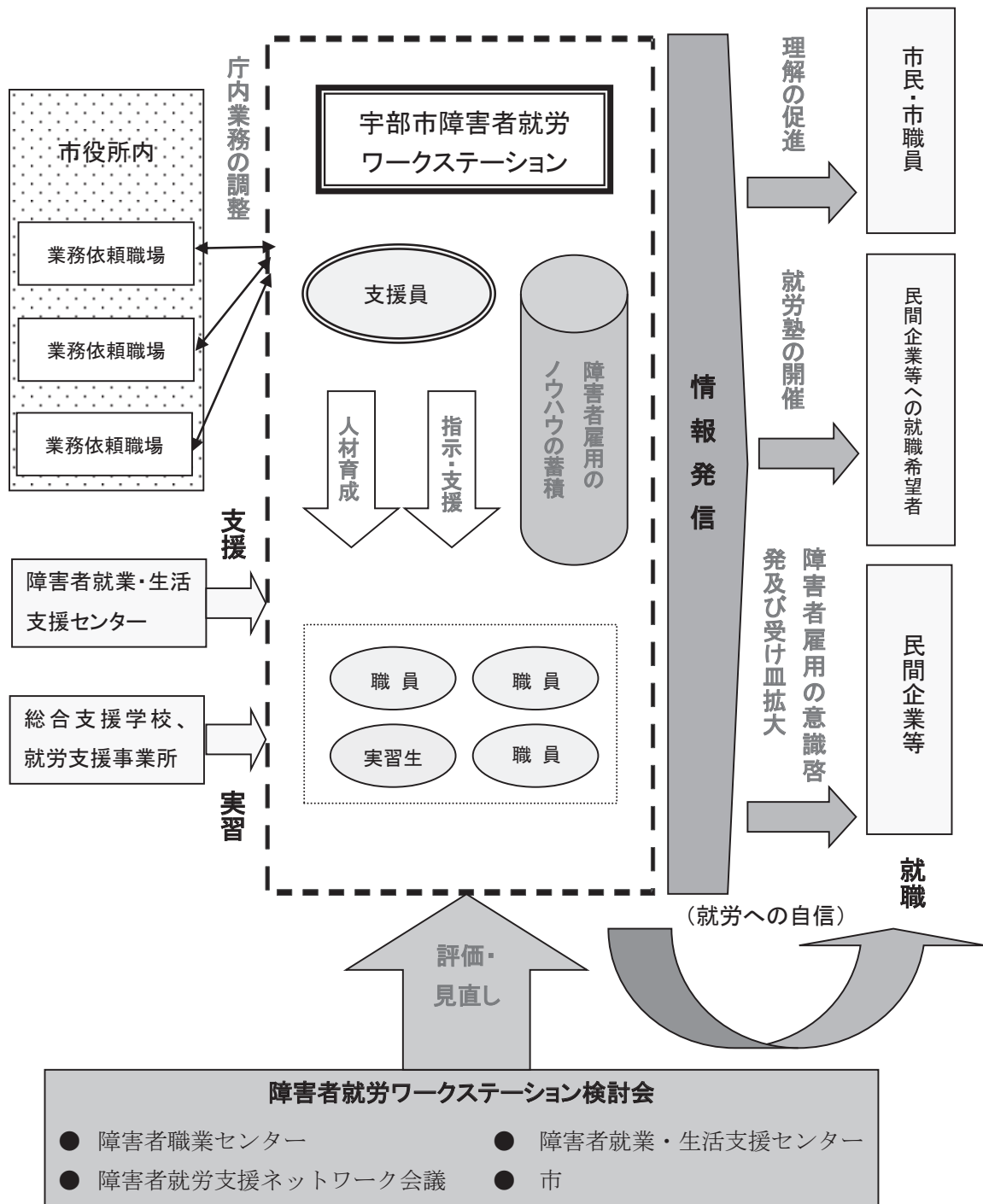


図16 障害者就労ワークステーション体制図



### 3 障害福祉サービスの見込量と方策

#### (1) 自立支援給付

##### (a) 訪問系サービス

訪問系サービスには、「居宅介護」、常時介護を要する障害者へのサービスとして「重度訪問介護」及び「行動援護」及び「重度障害者等包括支援」があり、視覚障害者へのサービスとして「同行援護」があります。

##### ①居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

〈上段:年間延利用見込時間、下段:(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
37,088 時間 (176人)	38,201 時間 (181人)	39,347 時間 (186人)

##### <見込値の設定>

平成26年度の実績見込みを基準として、今後の地域移行等を考慮し、年間約3%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

##### ②重度訪問介護

常時介護を必要とする障害支援区分4以上の重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対して、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動中の介護を総合的に行います。

〈上段:年間延利用見込時間、下段:(月平均利用見込者数)〉

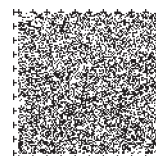
平成27年度	平成28年度	平成29年度
21,953 時間 (16人)	22,831 時間 (17人)	23,744 時間 (18人)

##### <見込値の設定>

平成26年度の実績見込みを基準として、年間約4%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

##### ③同行援護

視覚障害のため移動が著しく困難な障害者に対して、移動の援護や移動に必要な情報の提供などを行います。





〈上段：年間延利用見込時間、下段：(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
7,216 時間 (33人)	7,649 時間 (35人)	8,108 時間 (37人)

〈見込値の設定〉

平成 26 年度の実績見込みを基準として、年間約 6%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

#### ④行動援護

知的障害又は精神障害などにより行動が著しく困難な障害支援区分3以上のの人に対して、危険を回避するための必要な支援や外出支援を行います。

〈上段：年間延利用見込時間、下段：(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
480 時間 (2人)	960 時間 (4人)	1,440 時間 (6人)

〈見込値の設定〉

一人あたりの利用を月に約 20 時間とし、年間約 2 人の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

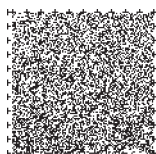
#### ⑤重度障害者等包括支援

介護の必要度が著しく高く、障害支援区分6の気管切開を伴う人工呼吸による呼吸管理を行っている身体障害又は最重度の知的障害の利用者に対して、通所などのサービスを組み合わせて包括的に行います。

本サービスは県内に事業所がなく、全国的にも利用実績が非常に少ないことから、本市ではサービスの利用を見込んでいません。

#### 訪問系サービスにおける見込量確保の方策

- 訪問系サービスについては、緊急時を含め、ニーズに対応できるサービス提供体制の充実に努めます。
- 三障害共通の制度のもとで、障害の特性を十分に理解したヘルパーを養成及び確保することにより、サービスの充実を図ります。



## (b) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは「生活介護」や「自立訓練」、「就労移行支援」など、地域生活における日中活動の9つのサービスに区分されます。

### ①生活介護

常時介護が必要な人に対して、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。利用については、年齢や障害支援区分、施設入所の有無により判断します。（下表参照）

	在宅	施設入所者
50歳未満	区分3以上	区分4以上
50歳以上	区分2以上	区分3以上

<上段:年間延利用見込日数、下段:(月平均利用見込者数)>

平成27年度	平成28年度	平成29年度
102,358 日 (430人)	104,405 日 (439人)	106,493 日 (448人)

<見込値の設定>

平成26年度の実績見込みを基準として、年間約2%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

### ②自立訓練（機能訓練）

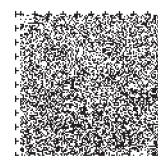
地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復などのための支援を一定期間（頸椎損傷による四肢の麻痺などの状況にある人は3年間、それ以外は1年6か月間）行います。

<上段:年間延利用見込日数、下段:(月平均利用見込者数)>

平成27年度	平成28年度	平成29年度
250 日 (1人)	250 日 (1人)	250 日 (1人)

<見込値の設定>

平成26年度の実績見込みと増減なしの見込値を設定しています。



### ③自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上などのための支援を一定期間（長期入院後などの状況にある人は3年間、それ以外は2年間）行います。

〈上段:年間延利用見込日数、下段:(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
7,262 日 (20人)	7,988 日 (22人)	8,787 日 (24人)

#### 〈見込値の設定〉

平成 26 年度の実績見込みを基準として、今後の地域移行等を考慮し、年間約 10%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

### ④就労移行支援

一般企業などでの就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力などの向上のための支援を一定期間（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得の場合を除き2年間）行います。

〈上段:年間延利用見込日数、下段:(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
7,853 日 (36人)	8,795 日 (40人)	9,850 日 (45人)

#### 〈見込値の設定〉

重点項目である「平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者の目標値：45 人」の達成に向け、各年度の見込値を設定しています。

### ⑤就労継続支援（A型）

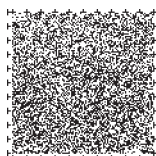
雇用契約の締結などによる就労の機会の提供、及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な知識・能力などの向上のための支援を行います。

〈上段:年間延利用見込日数、下段:(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
22,702 日 (90人)	24,518 日 (97人)	26,479 日 (105人)

#### 〈見込値の設定〉

平成 26 年度の実績見込みを基準として、年間約 8%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。



### ⑥就労継続支援（B型）

雇用契約の締結等によらず、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な知識・能力等の向上のための支援を行います。

〈上段：年間延利用見込日数、下段：(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
95,027日 (413人)	97,878日 (425人)	100,814日 (438人)

#### 〈見込値の設定〉

平成26年度の実績見込みを基準として、他のサービス利用の促進や一般就労への取り組み等を考慮し、年間約3%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

### ⑦療養介護

医療機関に入院中で常時介護を必要とされる人に対して、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下で介護などを行います。

〈月平均利用見込者数〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
28人	28人	28人

#### 〈見込値の設定〉

平成26年度の実績見込みと増減なしの見込値を設定しています。

### ⑧福祉型短期入所

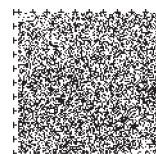
自宅で介護する人が病気などの場合に、夜間も含め、施設で短期間の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

〈上段：年間延利用見込日数、下段：(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
3,268日 (32人)	3,440日 (38人)	3,620日 (46人)

#### 〈見込値の設定〉

平成26年度の実績見込みを基準として、緊急時や地域移行等による利用の増加を考慮し、年間約5%の利用日数増及び約20%の利用者増を見込んで各年度の見込値を設定しています。



### ◎医療型短期入所

自宅で介護する人が病気などの場合に、夜間も含め、病院で短期間の入浴、排せつ、食事の介護及び医療ケアなどを行います。

〈上段:年間延利用見込日数、下段:(月平均利用見込者数)〉

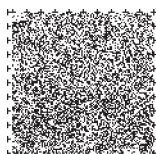
平成27年度	平成28年度	平成29年度
164 日 (2人)	164 日 (2人)	164 日 (2人)

#### 〈見込値の設定〉

平成 26 年度の実績見込みと増減なしの見込値を設定しています。

### 日中活動系サービスにおける見込量確保の方策

- サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、医療ケアなどのニーズに対応できる日中活動系サービスの提供事業所を確保するため、多様な事業所の参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。特に、「自立訓練（生活訓練）」及び「就労移行支援」については、市内の事業所数が減少しているため、利用者のニーズに応じた受け入れの確保に努めます。
- 「就労移行支援」や「就労継続支援」については、関係機関と連携を図り、定着支援を含む就労支援に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう工賃の向上にも留意し、官公需に係る福祉施設の物品等の受注機会の拡大についても取り組みます。
- 障害福祉サービス事業所間での研修会や情報交換などを促進することにより、支援者の質の向上を図ります。
- 利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整えるとともに適切な解決が図られるよう、苦情解決体制の整備及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいて、虐待防止のための体制整備を図ります。
- 「短期入所」については、広域的な連携を図りながら、緊急時などに利用できる短期入所の確保に努めます。



## (c) 居住系サービス

### ①共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営む障害者に対して、相談その他の日常生活上の援助を行います。

〈月間平均利用見込者数〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
202人	217人	232人

#### 〈見込値の設定〉

平成26年度の実績見込みを基準として、今後の地域移行等を考慮し、年間約15人の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

### ②施設入所支援

介護が必要な障害支援区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）の障害者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護などを行います。

〈月間平均利用見込者数〉

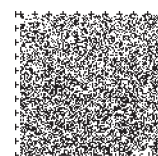
平成27年度	平成28年度	平成29年度
217人	212人	206人

#### 〈見込値の設定〉

重点項目である「平成26年3月末時点の施設入所者222人のうち、平成29年度末までに施設入所者数の削減の目標値：16人」の達成に向け、各年度の見込値を設定しています。

### 居住系サービスにおける見込量確保の方策

■共同生活援助（グループホーム）については、広域的な連携を図りながら、地域での生活の場の確保に努めます。



## (d) 相談支援

計画相談支援では、障害福祉サービスを利用する人に対して、地域で安心して充実した生活を営むことを目的とした、個別の効果的なサービス提供プログラムを作成します。

地域相談支援（地域移行支援）では、施設や病院等に長期入所していた者が地域で生活するための、住居の確保や新生活の準備などについて支援します。

地域相談支援（地域定着支援）では、居家で一人暮らしをしている者について、夜間等も含めた緊急時における連絡、相談などのサポートをします。

なお、自立支援給付のサービスを利用する場合、原則として、計画相談支援事業所が作成するサービス等利用計画が必要になります。

〈月平均利用見込者数〉

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	466 人	476 人	486 人
地域移行支援	8 人	11 人	14 人
地域定着支援	7 人	10 人	13 人

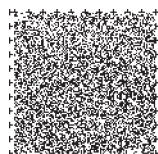
### <見込値の設定>

#### (計画相談支援)

平成 27 年度以降、原則として、自立支援給付のサービス対象者全員に対してサービス等利用計画が必要になることを踏まえ、各年度の見込値を設定しています。

#### (地域移行支援・地域定着支援)

平成 26 年度の実績見込みを基準として、今後の地域移行等を考慮し、年間約 3 人の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。



## 相談支援における見込量確保の方策

- 多様な事業者の参入など相談支援の担い手を確保し、相談支援体制の構築に努めます。
- 基幹相談支援センターや障害者相談支援事業者が、地域の相談支援の拠点となり相談支援専門員の人材育成等を行なうなど、相談支援体制を強化します。また、相談支援専門員の質の向上のため、研修等の取組みを推進します。
- 利用者の意向を尊重し、個々の状況に応じたサービスの支給決定が行われるとともに、他施策との総合的ケアマネジメント（図17）が行われるように、相談専門員の能力を高め、関係機関のネットワーク構築に努めます。
- ライフステージのあらゆる段階で障害福祉サービスの情報提供ができるよう、関係機関との連携を図ります。
- 利用にあたっての手続きや書類の代筆・代読などを支援し、サービスを利用しやすい環境の整備に取り組みます。
- 障害者と家族が定期的に相談でき、安心して生活ができるように情報提供ができる体制を整備します。
- 地域生活支援拠点等の整備に合わせ、緊急時に対応できるように24時間の相談支援体制を確保します。

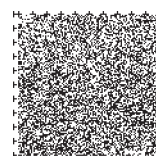
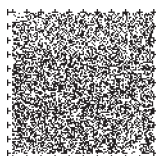
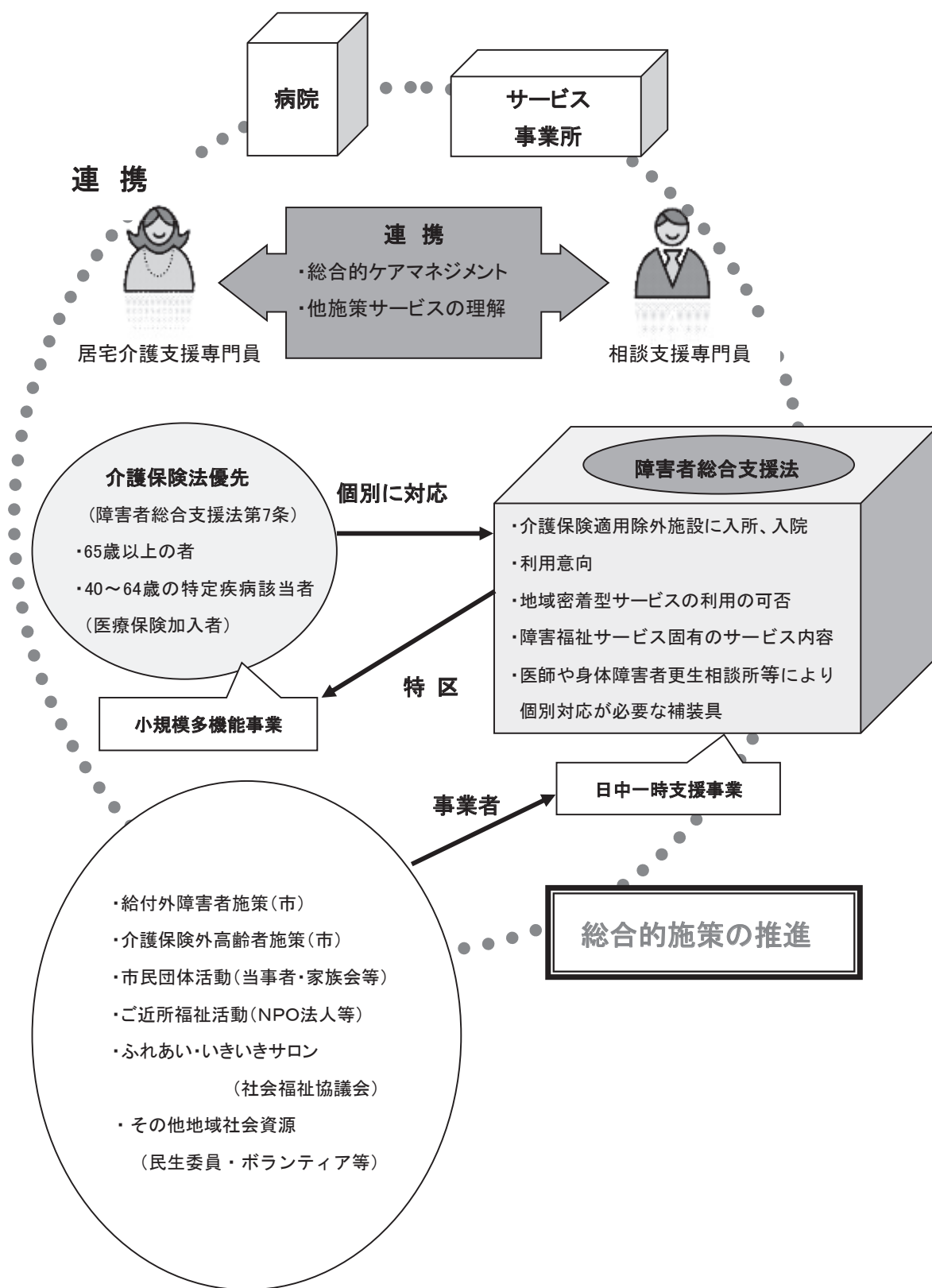




図17 総合的ケアマネジメントによる施策の推進



## (2) 障害児支援

### (a) 障害児通所支援

児童福祉法等の改正に伴い、平成24年4月から、各障害種別に分かれた障害児施設支援が「障害児通所支援」、「障害児入所支援」に再編されるとともに、個別の計画的なプログラムを作成する「障害児相談支援」が創設されました。

障害児通所支援のサービスは「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」など、4つのサービスに区分されます。

#### ①児童発達支援

未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識の技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

〈上段:年間延利用見込日数、下段:(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
6,485 日 (40人)	6,680 日 (41人)	6,880 日 (42人)

#### <見込値の設定>

平成26年度の実績見込みを基準として、年間約3%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

#### ②放課後等デイサービス

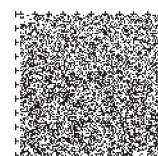
就学児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

〈上段:年間延利用見込日数、下段:(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
14,171 日 (112人)	14,880 日 (118人)	15,624 日 (124人)

#### <見込値の設定>

平成26年度の実績見込みを基準として、年間約5%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。



### ③保育所等訪問支援

保育所等における、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

〈上段:年間延利用見込日数、下段:(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
24 日 (2人)	36 日 (3 人)	48 日 (4 人)

#### <見込値の設定>

平成 26 年度の実績見込みを基準として、月 1 回の訪問及び年間約 1 人の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

### ④医療型児童発達支援

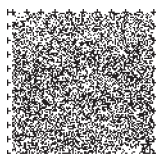
指定医療機関に通い、児童発達支援及び治療を行います。

〈上段:年間延利用見込日数、下段:(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
120 日 (1人)	120 日 (1 人)	120 日 (1 人)

#### <見込値の設定>

平成 26 年度の実績見込みと増減なしの見込値を設定しています。



## 障害児通所支援における見込量確保の方策

- サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、重症心身障害児等の医療ケアなどのニーズに対応できるサービス提供事業所を確保するため、多様な事業所の参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。
- 教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。
- 地域の中核的支援施設として、児童発達支援センターにおいて専門的機能の強化を図ります。また、集団生活の適応を図るため、保育所等訪問支援を実施します。
- 宇部市子ども・子育て支援事業計画（仮称）との整合性を図り、障害の早期発見・早期治療、早期療育のため、乳幼児健康診査の充実や、学習障害、注意欠陥多動障害、高機能自閉症等をはじめとする障害児に対する教員や保育士の研修の充実を図り、療育が必要な子どもに対して、適切な支援に取り組みます。  
また、障害児が地域で安全に安心して生活ができるように、デイサービスや居宅介護事業の充実に努めるとともに、適切な就学指導の充実や、保育所、幼稚園、学童保育及び学校と連携して受入れ体制の整備に取り組みます。

### (b) 障害児相談支援

障害児相談支援では、障害児通所支援を利用する人に対して、地域で安心して充実した生活を営むことを目的とした個別の計画的なプログラムを作成します。

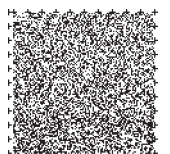
なお、障害児通所給付のサービスを利用する場合、原則として、障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画の作成が必要になります。

〈月平均利用見込者数〉

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	40 人	44 人	48 人

#### 〈見込値の設定〉

平成 27 年度以降、原則として、障害児通所給付のサービス対象者全員に対して障害児支援利用計画が必要になることを踏まえ、各年度の見込値を設定しています。



## 障害児相談支援における見込量確保の方策

- 多様な事業者の参入など相談支援の担い手を確保し、相談支援体制の構築に努めます。
- 相談支援専門員の人材育成等を行なうとともに、地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターの設置など相談支援体制を強化します。
- ライフステージのあらゆる段階で障害福祉サービスの情報提供ができるよう、関係機関との連携を図ります。
- 障害者と家族が定期的に相談でき、安心につながる情報提供ができるよう体制を整備します。

### (c) 障害児入所支援

#### ①福祉型児童入所支援

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。

〈月間平均利用見込者数〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
11 人	11 人	12 人

#### 〈見込値の設定〉

山口県が策定する「山口県障害福祉サービス実施計画（第4期）」に基づき、各年度の見込値を設定しています。

#### ②医療型児童入所支援

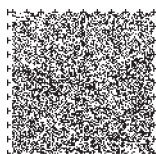
障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

〈月間平均利用見込者数〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
14 人	14 人	15 人

#### 〈見込値の設定〉

山口県が策定する「山口県障害福祉サービス実施計画（第4期）」に基づき、各年度の見込値を設定しています。



### (3) 地域生活支援事業

#### (a) 障害者相談支援事業

障害者等の自立と社会参加を促進するため、障害者等からのさまざまな相談に対応し、地域における生活を支援します。

<年間実施見込箇所数>

平成27年度	平成28年度	平成29年度
4 箇所	4 箇所	4 箇所

<見込値の設定>

平成 26 年度の実績見込みと増減なしの見込値を設定しています。

#### 障害者相談支援事業における見込量確保の方策

■障害者相談支援事業所の周知に努めるとともに、関係機関と連携をとり、対象者の相談支援の充実に努めます。

#### (b) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる障害福祉サービスの費用負担が困難な障害者に対して、申立てに要する経費などの助成を行います。

<年間実利用見込者数>

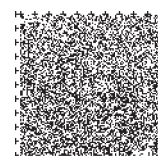
平成27年度	平成28年度	平成29年度
4 人	6 人	8 人

<見込値の設定>

平成 26 年度の実績見込みを基準として、宇部市社会福祉協議会が実施している法人後見の取り組み等を考慮し、年間約 2 人の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

#### (障害者)成年後見制度利用支援事業における見込量確保の方策

■制度の周知に努めるとともに、関係機関と連携をとり、対象者の把握に努めます。



## (c) コミュニケーション支援事業

聴覚障害者などのコミュニケーションの円滑化や社会的自立を支援するため、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣を行うとともに、専任の手話通訳者の設置を行います。

### ①手話通訳者派遣事業

〈年間実利用見込者数〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
320 人	330 人	340 人

### ②要約筆記奉仕員派遣事業

〈年間実利用見込者数〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
100 人	110 人	120 人

#### 〈見込値の設定〉

平成 26 年度の実績見込みから、障害者差別解消法を見据え、各年度、約 3%の増加の見込値を設定しています。

### ③手話通訳者設置事業

〈実設置見込者数〉

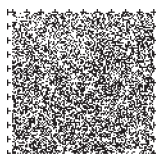
平成27年度	平成28年度	平成29年度
2 人	2 人	2 人

#### 〈見込値の設定〉

平成 26 年度の実績見込みと同様の通訳者数を目標値に設定しています。

#### コミュニケーション支援事業における見込量確保の方策

- 「手話通訳者派遣事業」については、養成した手話奉仕員を会議などに派遣できるよう体制を整備します。
- 「要約筆記奉仕員派遣事業」については、養成した要約奉仕員を会議などに派遣できる体制を整備します。
- 「手話通訳者設置事業」については、専任の通訳者を配置し、会議などに派遣できる体制を整備します。



## (d) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者について、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出時の情報伝達、見守りなどの支援を行います。

〈上段:年間延利用見込時間、下段:(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
4,381 時間 (41 人)	4,425 時間 (42 人)	4,469 時間 (43 人)

### <見込値の設定>

平成26年度の実績見込みを基準として、年間約1%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

### 移動支援事業における見込量確保の方策

■移動支援事業については、ニーズに対応できるサービス提供体制の充実に努めます。

## (e) 日中一時支援事業

障害者の家族の就労及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者の日中における活動の場を提供します。

〈上段:年間延利用見込回数、下段:(年間実利用見込者数)〉

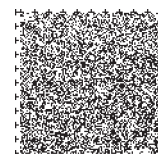
平成27年度	平成28年度	平成29年度
24,716回 (428人)	25,210 回 (437 人)	25,714 回 (446 人)

### <見込値の設定>

平成26年度の実績見込みを基準として、年間約2%の利用増加を見込んで各年度の見込値を設定しています。

### 日中一時支援事業における見込量確保の方策

■サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、日中一時支援事業所を確保するため、多様な事業所の参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。





## 3 計画の推進に向けて

### (1) 計画の進行管理

第4期計画については、国・県などの障害福祉関連計画との整合性を図るとともに、法改正への対応など、国の制度改革の動向にも注視しながら、柔軟に対応していきます。また、上位計画である第三次障害者福祉計画と一体的に推進し、計画の進行管理については、地域自立支援協議会に報告し、協議会委員の意見を踏まえながら、進捗状況を分析・評価します。

### (2) 計画の推進体制の充実

#### (a) 関係機関・団体との連携

第4期計画については、障害当事者やその家族からなる障害者関係団体をはじめ、保健・医療・福祉・教育・就労など広範な分野にわたる関係団体・機関及び関係行政機関などと連携を図り推進します。

また、地域課題の解決に向け、「障がい等地域支援ブロック会議」、「支援センター・社会福祉協議会及び障害福祉課連絡会議」及び「地域自立支援協議会」などで協議や検討を行ない、サービスの提供体制を強化します。

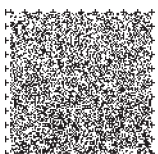
障害児支援についても、障害児のライフステージに応じた適切な支援が行えるよう、関係機関のネットワークの在り方、地域支援体制の中軸となる相談支援体制のあり方などについて協議し、サービスの提供体制を充実します。

さらに、障害者の高齢化が進んでいることから、介護保険制度へのスムーズな移行を行うため、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等の関係機関との連携を強化し、情報共有を行うとともに、介護保険制度の移行対象者でも、障害でのサービス対応をしている状況です。

#### (b) サービス見込量確保への取り組み

サービスの種類ごとの必要な見込量の確保のために、サービス提供の意向を有する事業者の把握や広く情報提供を行う等、多様な事業所の参入を促進します。また、必要なサービスの基盤整備を着実にを行うために、指定を行う県（一部、市）と連携して、計画的に行ないます。

さらに、介護保険制度等他施策との連携を図り、総合的施策の推進に取り組みます。



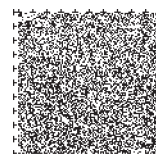
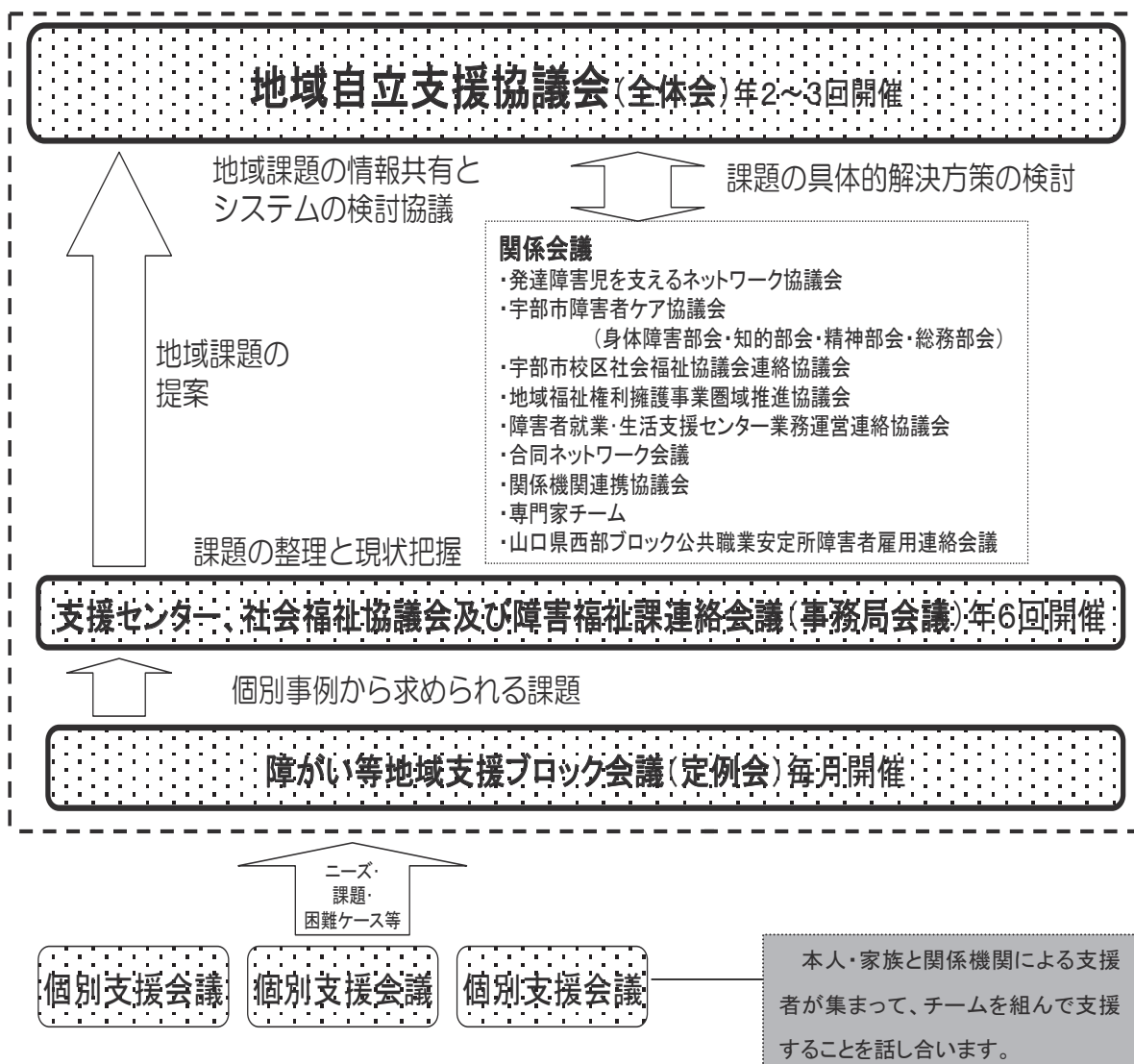
### (c) サービスの質の向上への取り組み

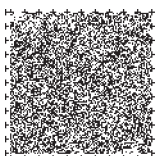
サービスの提供に当たって基本となるのは人材であり、県や近隣自治体、関係機関と連携しながら、研修、サービスに対する第三者による評価、障害者等の権利擁護に向けた取り組みなど、資質の向上に関する総合的な取り組みを推進します。

障害者等に対する虐待の防止においては、対応窓口として家族の相談や支援にあたる障害者虐待防止センターを中心としたシステムの整備を進めます。

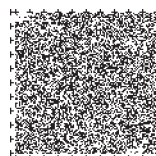
また、基幹相談支援センターや障害者相談支援事業者が中心となり、相談支援を行う人材の育成支援や、個別事例における専門的な指導や助言を行います。

## 計画推進体制図

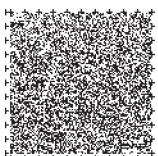
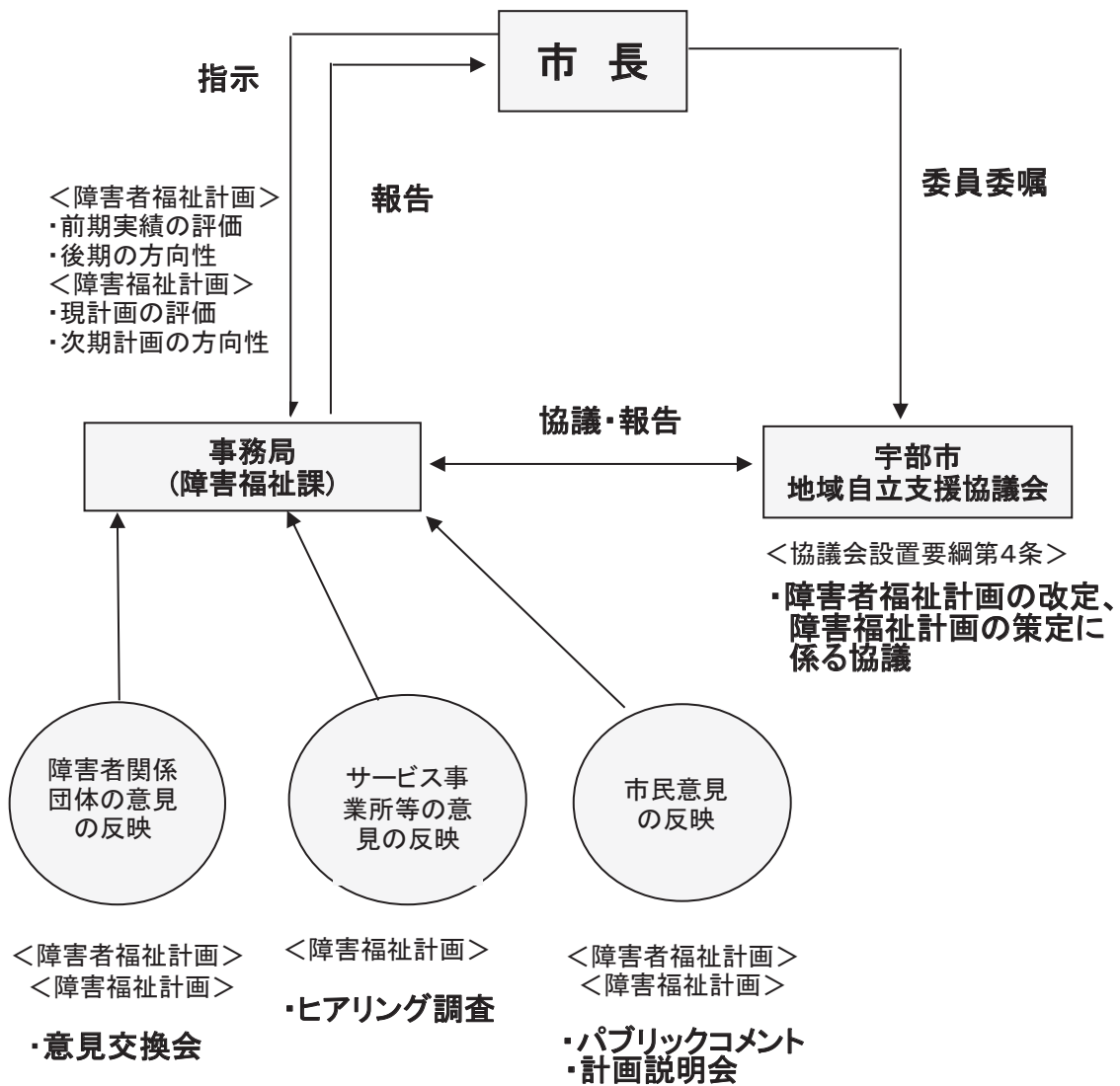




# 資料編



# 1 策定体制



## 2 障害者関係団体との意見交換会の概要

### (1) 開催目的

この意見交換会は、「第三次宇部市障害者福祉計画」の改定、並びに「第4期宇部市障害福祉計画」の策定にあたり、障害者関係団体から今後の福祉施策へのニーズを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に開催したものです。

### (2) 開催概要

#### (a) 対象団体

対象団体は、原則として、下記アからウの条件を満たしている障害者関係団体(主に、障害当事者又はその家族で構成されている団体)を選定しました。

ア 宇部市社会福祉協議会又は宇部市民活動センターの登録団体

イ 市内に事務局を設置している団体

ウ 1年以上の活動実績がある団体

#### (b) 参加団体(7団体)

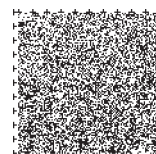
団体名	設立年月日
宇部市聴覚障害者福祉協会	昭和23年9月
宇部市視覚障害者福祉協会	昭和23年11月
特定非営利活動法人 むつみ会	昭和48年12月
在宅障害児・者と家族を支援する会	平成13年3月
特定非営利活動法人 おひさま生活塾	平成16年7月
社会福祉法人南風荘を後援する会(南風荘後援会)	平成21年9月
山口喉友会	昭和52年4月

#### (c) 実施方法

参加を希望する団体の方全てを一堂に会し、項目ごとに意見交換を進めました。(各団体が意見交換することにより、団体間の情報を共有するとともに、連携の促進が図られるよう配慮しました。)

#### (d) 実施日及び内容

平成26年8月6日(水) 13:00~15:50



### 3 障害福祉サービス事業所等ヒアリング調査の概要

#### (1) 開催目的

この事業所ヒアリングは「第4期宇部市障害福祉計画」を策定するにあたり、障害福祉サービス事業所、精神科病院の今後の運営計画等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に開催したものです。

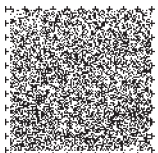
#### (2) 開催概要

##### (a) 参加団体

宇部市に住所を有する障害福祉サービス事業所（平成26年7月1日現在）及び入院施設を有する精神科病院のうち、参加を希望する事業所または病院。

##### (b) 参加事業所・医療機関一覧(42施設)

事業所名	種別
高嶺園（相談支援）	相談支援
光栄会 総合相談支援センター ぷりずむ	相談支援
相談支援事業はーとけあ	相談支援
宇部市障害者生活支援センターぴあ南風	相談支援
自立生活センター宇部	相談支援
生活支援センターふなき	相談支援
相談支援事業所サポートセンターぴっころ	相談支援
宇部市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	居宅介護・重度訪問介護、同行援護、行動援護
はーとけあ訪問介護サービス	居宅介護・重度訪問介護、同行援護
ケアセンター共生	居宅介護・重度訪問介護、同行援護
サポートセンターぴっころ	居宅介護・重度訪問介護、同行援護
ヘルパーステーション未来	居宅介護・重度訪問介護
介護ハウス鳥の巣	居宅介護・重度訪問介護
ヘルパーステーションりんご	居宅介護・重度訪問介護
株式会社 河村福祉サービス	居宅介護・重度訪問介護
セルプ南風	施設入所支援、生活介護、就労継続支援B型
高嶺園（施設入所支援）	施設入所支援、生活介護、短期入所
うべくるみ園 更生部	施設入所支援、生活介護、短期入所
有限会社 てご屋 ホーム	共同生活援助
光栄会グループホーム	共同生活援助
ホーム 語らい	共同生活援助
障害福祉サービス事業所「ヴィラふなき」	共同生活援助
グループホームサンハイツ	共同生活援助
山口県立こころの医療センター	精神科病院



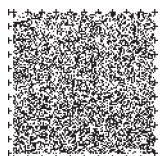
事業所名	種別
児童発達支援センターうべつくし園	児童発達支援、保育所等訪問支援
神原障害児デイサービスセンター	児童発達支援、放課後デイサービス
独立行政法人国立病院機構山口宇部医療センター	医療型児童発達支援、放課後デイサービス
うべつくし園きらきらキッズ	放課後デイサービス
うべくるみ園授産部	生活介護、就労継続支援B型
障がい者（児）デイサービスセンターひろ君の家	生活介護、就労継続支援B型
社会福祉法人神原苑 神原障害者支援センター	生活介護
障害福祉サービス事業所「ハイツふなき」	生活訓練、就労継続支援B型、短期入所
有限会社てご屋自立支援センター	就労移行支援、就労継続支援B型
セルフ岡の辻	就労移行支援、就労継続支援B型
障害福祉サービス事業所「サムラ」	就労移行支援、就労継続支援B型
W-factory	就労継続支援A型
カフェレストラン未来亭	就労継続支援A型
就労継続支援B型事業所はなぶさ	就労継続支援B型
Goo TAG College	就労継続支援B型
Goo TAG College あすとびあ	就労継続支援B型
工房ときわ	就労継続支援B型
緑豊舎	就労継続支援B型

### (c) 実施方法

提供する障害福祉サービスの種別ごとに開催し、項目ごとに意見交換を進めました。（各事業者が意見交換しあうことにより、事業所間の情報の共有化とともに、連携の促進が図られるよう配慮しました。）

### (d) 実施日

月 日	時 間	対象事業所	参加数
7月31日 (木)	14:00～ 15:30	相談支援事業所、居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援 護事業所、行動援護事業所	15 施設 15 名
8月1日 (金)		障害者支援施設、共同生活援助事業所、精神科病院	8 施設 10 名
8月4日 (月)		児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイ サービス事業所	4 施設 5 名
8月5日 (火)		生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継 続支援事業所、療養介護事業所、短期入所事業所、日中一時支援 事業所	15 施設 17 名





## 4 パブリックコメントと説明会の概要

「第三次宇部市障害者福祉計画」の改定（案）と「第4期宇部市障害福祉計画」（案）について、市民の皆様から広く意見を聴くために、パブリックコメント並びに説明会を実施しました。

### (1) パブリックコメント（意見）の募集

#### (a)募集期間

平成26年11月21日（金）～12月11日（木）

#### (b)応募資格

市内に居住、通勤、通学している人

#### (c)計画(案)の閲覧場所

市役所本庁舎、港町庁舎、北部総合支所 他

#### (d)意見の提出状況

提出者数 5人

意見数 39件

### (2) 説明会の開催

#### 第1回説明会

日時 平成26年11月26日（水） 14時～15時30分

場所 宇部市総合福祉会館2階 ボランティアルーム大

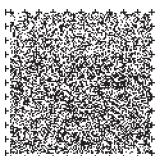
出席者 5人

#### 第2回説明会

日時 平成26年11月29日（土） 13時～14時30分

場所 宇部市総合福祉会館2階 ボランティアルーム大

出席者 8人



## 5 宇部市地域自立支援協議会について

### 宇部市地域自立支援協議会設置要綱

#### (設置)

第1条 相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、障害当事者、民間有識者等からの幅広い意見を反映させるため、宇部市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (組織)

第2条 協議会は、関係機関の代表者及び市民からなる代表者会議並びに関係機関の実務者担当者からなる実務者会議を組織する。

2 代表者会議の委員は20名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 別表1に定める関係団体等の役職員
- (2) 公募による市民

#### (会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は協議会の事務を総括し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

#### (代表者会議)

第4条 代表者会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 地域の情報と課題に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) その他（障害者福祉計画及び障害福祉計画の策定並びにその具体化に向けた協議等）

2 代表者会議は会長が招集し、その議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

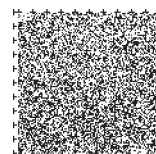
#### (実務者会議)

第5条 実務者会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (2) 地域の情報と課題の共有に関すること。
- (3) その他（社会資源の発掘等）

2 実務者会議は、原則として月1回開催する。ただし、必要に応じ随時開催するものとする。

3 専門的分野から各事項の調査検討等を行うため、実務者会議に部会を置くことができる。



(代表者会議の委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 現に委員である者の異動等に伴い又は増員により委嘱された委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

この要綱は、平成20年3月21日から施行する。

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

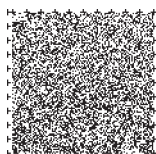
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

別表1

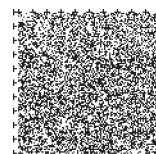
宇部市地域自立支援協議会委員選出団体一覧

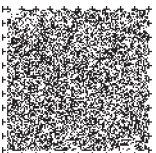
No	区分	選出団体
1	学識経験者	宇部フロンティア大学
2	〃	宇部市障害者ケア協議会
3	障害当事者団体	宇部市身体障害者団体連合会
4	〃	宇部地区精神保健家族会
5	〃	在宅障害児・者と家族を支援する会
6	福祉団体	宇部市民生児童委員協議会
7	〃	社会福祉法人宇部市社会福祉協議会
8	相談支援事業者	社会福祉法人南風荘 (びあ南風)
9	〃	社会福祉法人光栄会 (ぷりずむ)
10	〃	社会福祉法人扶老会 (ふなき)
11~13	福祉サービス事業者	※市内3事業者を市が選出
14	保健・医療	宇部市医師会
15	〃	山口県立こころの医療センター
16	教育	山口県立宇部総合支援学校
17	就労支援	宇部公共職業安定所
18	〃	宇部市障害者就労支援ネットワーク会議



## 6 策定経過

開催日	会議等	内容等
平成26年5月20日	第1回地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期宇部市障害福祉計画進捗状況報告</li> <li>・第三次宇部市障害者福祉計画の改定について</li> <li>・第4期宇部市障害福祉計画の策定について</li> </ul>
7月31日 ～8月5日	障害福祉サービス事業所等 ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加事業所等 42施設</li> <li>・参加者 47人</li> </ul>
8月6日	障害者関係団体との 意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加団体 7団体</li> <li>・参加者 12名</li> </ul>
11月4日	第2回地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三次宇部市障害者福祉計画(改定案)について</li> <li>・第4期宇部市障害福祉計画(案)について</li> </ul>
11月21日 ～12月12日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両計画案に対するパブリックコメントの実施</li> <li>意見提出件数 39件</li> </ul>
11月26日	説明会(第1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両計画案についての説明会</li> <li>会場：宇部市総合福祉会館 出席者 5人</li> </ul>
11月29日	説明会(第2回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両計画案についての説明会</li> <li>会場：宇部市総合福祉会館 出席者 8人</li> </ul>
平成27年1月22日 ～2月12日	パブリックコメントの公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページでの公表</li> </ul>





## 用語解説

### あ

#### 宇部市退院情報連絡システム<sup>(※20)</sup>

宇部市医師会、山口県宇部健康福祉センター及び宇部市の三者が実施主体となり、医療機関や関係機関の連携により、在宅介護を必要とする寝たきりの方や難病の患者などを支援する体制のこと。在宅ケアを必要とする寝たきりの方や難病患者などについて、本人や家族の同意のもとに、入院中の医療機関や施設から必要な情報の提供を受け、個々の患者が退院時から適切な保健・医療・福祉サービスを受けることができるよう事前に準備することにより、安心して退院し、在宅生活が送れるようにするための仕組み。

#### 音声コード<sup>(※29)</sup>

紙に印刷された印刷情報をデジタル情報に変えたシンボル（二次元のデータコード）のことで、このデータコードをもとに音声を出力させることができる。通常は、18mm角のコードの中に日本語（漢字かな混じり）で約800文字のテキストデータを記録することができる。

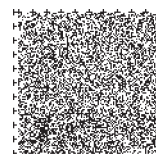
#### インクルーシブ教育システム<sup>(※5)</sup>

障害の有無に関わらず、誰もが地域の学校で学べる教育の仕組みのこと。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

### か

#### 学習障害（LD=Learning Disabilities）<sup>(※1)</sup>

基本的には、知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得に著しい困難を示す状態のこと。



### **共同受注**<sup>(※25)</sup>

商品や役務などの発注に対し、受付窓口を一本化し、受注するよう調整するとともに、複数の障害福祉サービス事業所が協力して受注するシステムのこと。(これまで対応できなかった発注の取り込みが可能となり、受注量の拡大や障害者の所得向上が期待される。)

### **グループホーム（共同生活援助）**<sup>(※14)</sup>

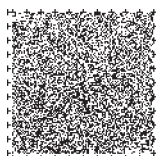
障害者に対し、共同生活を行う住居において、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を提供するサービスのこと。

### **ケアマネジメント**<sup>(※11)</sup>

障害者や家族からの相談に応じ、障害者一人ひとりの心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況などを踏まえ、必要とされる様々な種類のサービスを組み合わせた計画を作成し、計画に基づくサービスの実施状況の把握や評価を行い、必要があれば計画を見直す仕組みのこと。

### **権利擁護（地域福祉権利擁護事業）**<sup>(※12)</sup>

意思表示が困難な寝たきりの高齢者や判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が、地域において自立した生活が送れるよう、契約に基づいて、代理人が権利や意思表示を支援・代弁し、福祉サービスの利用援助などを行うこと。



## さ

### **災害時要援護者避難支援制度**<sup>(※37)</sup>

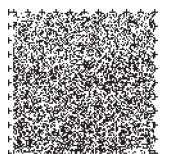
ひとり暮らしの高齢者や障害者など、災害時に避難勧告等の災害情報の入手が困難な人や自力で避難できない人、避難に時間を要する人で家族等の支援が望めない人を対象として、あらかじめ登録した要援護者が迅速かつ的確に避難できるよう、地域単位の共助による避難支援の制度のこと。

### **重度身体障害者自立生活支援付住宅**<sup>(※34)</sup>

入居している重度身体障害者に対し、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう支援する市営住宅内の車いす専用施設付き住宅のこと。支援の内容は、生活相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応など。

### **障害児等療育支援事業者**<sup>(※3)</sup>

主に在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）などの地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導を行う事業者のこと。





### **障害者就業・生活支援センター**<sup>(※24)</sup>

就職や職場への定着が困難な障害者を対象に、雇用・福祉・教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整などを積極的に行いながら、就業及び日常生活上の支援を一体的に行う施設のこと。

### **障害者相談員**<sup>(※10)</sup>

障害者又はその家族等からの様々な相談に応じ、必要な指導及び助言など行う者のこと。

### **障害者相談支援事業者（指定相談支援事業者）**<sup>(※9)</sup>

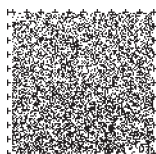
地域の障害者等の福祉に関する様々な問題について、障害者又は障害児の保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを行う事業者のこと。なお、障害者自立支援法に基づき、県知事が相談支援事業を行う事業者として指定した者を指定相談支援事業者という。

### **障害者就労ワークステーション**<sup>(※22)</sup>

働く意欲のある障害者の自立を促進するとともに、市役所内の業務の効率化を図ることを目的として、平成22年5月、市役所庁舎内に設置された部署のこと。定型的な庁内業務を集約し、雇用された障害者が一括して処理を行う。

### **障害者就労支援ネットワーク会議**<sup>(※26)</sup>

障害者の就労を促進するため、関係機関・団体などが連携し、連絡調整や情報交換を行うことを目的に設置された組織のこと。障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、企業、商工会議所、障害福祉サービス事業所（就労支援）などの職員で構成。（平成19年4月に設置）



### **障害者職業センター<sup>(※27)</sup>**

地域に密着して職業リハビリテーションサービスを提供する施設のこと。  
障害者職業カウンセラーやジョブコーチ等による障害者の就労訓練、職場定着支援、職業能力評価、事業主への助言や、ジョブコーチの養成・研修などを行う。

### **障害者バス優待乗車証<sup>(※19)</sup>**

障害者等の外出支援及び社会参加を支援するため、本市在住の障害者など（等級制限あり）に交付される対象路線のバス運賃が無料となる優待乗車証のこと。

### **小規模多機能型居宅介護事業所<sup>(※17)</sup>**

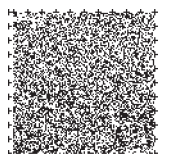
介護保険制度の地域密着型サービスのひとつで、小規模多機能型居宅介護事業（「通い」を中心に「訪問」「泊まり」の3つのサービス形態が一体となったもの）を行う事業所のこと。

### **職業リハビリテーションネットワーク<sup>(※28)</sup>**

職業に就くことや就労を維持することが困難な障害者に、職業を通じた社会参加と自己実現、経済的自立の機会を作り出していく「職業リハビリテーション」の取り組みを、様々な関係機関のネットワークにより、連携して進めていく仕組みのこと。

### **シルバーリフォーム<sup>(※36)</sup>**

高齢者が安心して暮らせるために行う、高齢者対応設備、手すりなどの設置、段差解消などの高齢者向けの住戸改善のこと。



### **生活福祉資金**<sup>(※35)</sup>

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯の経済的自立と生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を支援するため、社会福祉協議会が窓口となり必要な資金を貸し付ける制度のこと。

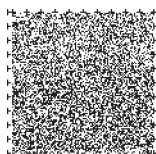
### **成年後見制度**<sup>(※13)</sup>

知的障害、精神障害、認知症等のため、判断能力が不十分な人に対し、成年後見人などが財産管理や契約などを行うときに支援する制度のこと。

本人や家族等の申立てを受けた家庭裁判所が後見人などを選任する「法定後見制度」と、判断能力がある人が、将来判断能力が衰えたときに備え、あらかじめ後見人を決めておく「任意後見制度」の2つがある。

### **相談・支援手帳（パーソナル手帳）**<sup>(※6)</sup>

医療、保健、福祉、教育、労働などの関係機関による情報の共有化を図り、かつ、関係機関による各種相談・支援の際に円滑な情報の共有を目的として配付される手帳（ファイル）のこと。保護者や相談・支援者は手帳に必要な情報を記入でき、各種の相談・支援を受ける際に手帳を提示することにより、相談・支援者に対して必要な情報が提供できるようにしたもの。



## た

### 多機能トイレ<sup>(※32)</sup>

車いすで利用でき、高齢者や障害者、乳幼児連れなどが利用できる機能のある多目的トイレのこと。トイレの不安がなく外出でき、安心して利用できる環境づくりとして、ユニバーサルデザインに配慮したトイレの整備が求められている。

### 地域コーディネーター<sup>(※7)</sup>

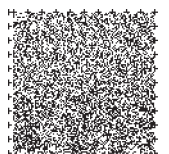
各地域における特別支援教育を推進するための地域のキーパーソンとして特別支援教育センターや小・中学校のサブセンター校に配置されている職員のこと。各関係機関とも連携しながら、発達障害を含め、障害のある幼児児童生徒・担任・保護者への相談支援、特別支援教育に関する研修への協力などを行う。

### 地域サロン活動<sup>(※21)</sup>

ひとり暮らしや家の中で過ごしがちな高齢者だけでなく、地域の障害者や子育て中の母親など、閉じこもりがちな人たちが、住み慣れた地域で生きがいを持ち、健康で楽しい生活を送ることを目的として、地域住民とボランティアと一緒に仲間づくりや交流の場づくりを進め、孤独感の解消や閉じこもり防止など、介護予防の推進を図る活動のこと。

### 注意欠陥多動性障害 (AD/HD=attention deficit/hyperactivity disorder) <sup>(※2)</sup>

多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障害又は行動障害のこと。幼児期に現れる発達障害の一つで、不注意（物事に集中できない、忘れ物が多い）、多動性（落ち着きがない、じっとしてられない）、衝動性（突飛な行動を取る、順番を守れない）などが特徴。



### **通級指導教室**<sup>(※4)</sup>

小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態などに応じた特別の指導を受ける指導形態（指導教室）のこと。

通級指導教室の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)、弱視、難聴など。

### **特殊寝台**<sup>(※16)</sup>

分割された床板が可動することにより、起き上がりなどの動作を補助する寝台のこと。

### **データヘルス**<sup>(※8)</sup>

特定健康診査や診療報酬明細書（レセプト）のデータを分析することにより、生活習慣病が重症化するおそれがある対象者を絞り込み実施する保健事業のこと。

## **は**

### **福祉タクシー券**<sup>(※18)</sup>

重度の身体障害者及び知的障害者（等級制限あり）の外出を支援するために交付されるタクシー料金の助成券のこと。

### **福祉避難所**<sup>(※39)</sup>

寝たきりの高齢者、障害者、妊産婦など、一般の避難所で共同生活が困難な人が安心して避難生活ができるよう市と利用協定を締結している福祉施設のこと。市では、特別養護老人ホームや障害者入所施設などと利用協定を締結している。

### **防災メール**<sup>(※38)</sup>

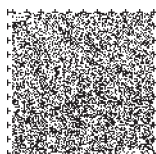
気象や地震などの防災情報、市からのお知らせなど、防災の重要な情報を携帯電話やパソコンへ電子メールで配信するサービスのこと。

### **法定雇用率**<sup>(※23)</sup>

障害者雇用を促進するために、企業や国・地方公共団体に対して定められている、雇用している労働者総数に占める障害者の割合のこと。

### **補装具費支給制度**<sup>(※15)</sup>

身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具（補装具）を必要とする身体障害者に対して、補装具の購入又は修理に要する費用（基準額）の100分の90に相当する額（補装具費）を支給する制度のこと。



## や

### 山口県福祉のまちづくり条例<sup>(※30)</sup>

福祉のまちづくりについて、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本となる事項及び公共的施設の整備などに必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的に推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的として、平成9年に制定された県条例のこと。

### やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度<sup>(※33)</sup>

公共施設や病院、店舗等に設置されている障害者用駐車場の適正利用を図るため、障害や高齢などにより歩行や車への乗降が困難な人に、県内共通の利用証を交付して、必要な駐車スペースを確保できるようにする制度のこと。(平成22年8月1日から運用開始)

### ユニバーサルデザイン<sup>(※31)</sup>

高齢者や障害者等を含めた全ての人が利用しやすいように、施設・製品・サービスなどに配慮が行われた設計(デザイン)のこと。

